

# 令和2年加茂市議会6月定例会会議録（第2号）

6月19日

---

## 議事日程第2号

令和2年6月19日（金曜日）午前9時30分開議

### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

樋口 浩二君

1. 文化会館、ゴミ焼却場、公共事業の現状と進捗状況について

森 友和君

1. 学校における働き方改革の推進について
2. 学校のICT環境の抜本的改善について

三沢 嘉男君

1. 避難所における新型コロナウイルス感染症の対応について

白川 克広君

1. 防災対策の推進と周知の徹底

浅野 一明君

1. 子どもの権利保護について
- 

#### ○出席議員（18名）

1 番	森 友和君	2 番	大橋 一久君
3 番	橋本 昌美君	4 番	中沢 真佐子君
5 番	三沢 嘉男君	6 番	白川 克広君
7 番	佐藤 俊夫君	8 番	大平 一貴君
9 番	浅野 一明君	10 番	滝沢 茂秋君
11 番	森山 一理君	12 番	山田 義栄君
13 番	中野 元栄君	14 番	安田 憲喜君
15 番	樋口 博務君	16 番	安武 秀敏君
17 番	樋口 浩二君	18 番	関 龍雄君

#### ○欠席議員（0名）

---

#### ○説明のため出席した者

市長 藤田 明美君 副市長 五十嵐 裕幸君

総務課長 教育委員会 庶務課長	青柳芳樹君	企画財政課長 会計課長	車谷憲繁君
税務課長	目黒博之君	農林課長 農業委員会 事務局長	和田正利君
商工観光課長	明田川太門君	市民課長	大野博司君
環境課長	樋口敏晴君	健康課長	井上毅君
建設課長	珊瑚保君	上下水道課長	土田修也君
福祉事務所長 加茂市介護・看護支援センター所長 市民福祉交流センター 「加茂美人の湯」所長	藤田和夫君	教育長	山川雅己君
教育委員会 学校教育課長	北原利章君	教育委員会 社会教育課長	有本幸雄君
教育委員会 スポーツ振興課長	五十嵐卓君	教育委員会 文化会館長	草野智文君
監査委員 事務局長	齋藤美佐子君		

○職務のため出席した事務局員

事務局長	吉田裕之君	次長	坂井恵里君
係長	石津敏朗君	主査	吉田和実君
嘱託速記士	山田真織君		

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第2号に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（滝沢茂秋君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 17番、樋口浩二君。

〔17番 樋口浩二君 登壇〕

○17番（樋口浩二君） おはようございます。政友クラブの樋口浩二でございます。

質問に先立って、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々、入院された方、被害を受けられた方々に対し哀悼の意を表するとともに、心よりお見舞いを申し上げます。質問の文面で、その中で誤字、脱字、誤りなどがありましたらお許しをいただきたいと思っております。

では、令和2年6月定例会において通告しておきました一般質問をさせていただきます。文化会館についてお伺いいたします。皆川市政のとき、敷地面積1万3,698平方メートル、延べ床面積5,211平方メートル、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り、地下1階、地上4階建て、建設費約19億円で昭和57年2月開館いたしました。この文化会館は加茂市の文化の中心で、加茂山公園彫刻の森と一体化、芸術のまちとして脚光を浴び、多くの催物を行い、音響設備のすばらしさを内外にアピールした市民ホールとして、小中学校の音楽合唱発表の場であり、展示場には良寛様の作品や加茂市の芸術家のギャラリーとして使用され、加茂市自慢の建物であります。39年経過、機械設備類が老朽化し、舞台照明設備、舞台機構は安全確保のため大規模改修が必要である。改修費の額が大きいので、改修のめどは立たない状況である。したがって、令和3年4月から休館したいとお考えですが、リニューアル計画についてどのように考えているのか、休館期間はいつ頃までなのかお伺いいたします。

ごみ焼却場の現状と今後の方針についてお伺いいたします。加茂市・田上町消防衛生保育組合の清掃センターは、昭和55年10月設置、炉形式は准連続燃焼式（ロータリードライヤー方式）燃焼炉、階段式ストーカ方式で、処理能力は8時間で60トン（8時間で30トン掛ける2基）で、加茂市、田上町でごみ平均の出る量は現在40トン弱と聞いております。炉は40年経過。1基の炉が故障した場合、他の市町村に焼却を依頼、修理を行っている状況です。これらの状況の中において、炉が古いため、新規に造るには10年くらいかかると言われている。どのような手順で進めていくのかお伺いいたします。

例えば、場所の選定。今の場所をそのまま使うとしたら設計、事業費が決まってくる。別の場所を選ぶとしたら、土地の選定、買うのか借りるのか、また新規に炉を造る場合は、60億円かかるとして、国が3分の1で20億円、残り3分の2が起債で90%、20年、40億円掛ける0.9イコール36億円。したがって、40引く36は4億円で、工期が4年かかれば1年で1億円ずつ払えばよいと思われるが、いかがでしょうか。今後の方針について、市長さんのお考えをお伺いいたします。

下条川拡幅工事の進捗状況についてお伺いいたします。下条川二本松橋下手、上下条護岸工事の拡幅事業は兩岸何メートルくらい拡幅するのかお伺いいたします。この地域は地盤が悪いと言われておりますが、どのような工法で行うのか併せてお伺いいたします。

国道403号バイパスの進捗状況及び市道福島線道路改良工事の進捗状況についてお伺いいたします。国道403号バイパスは、小須戸バイパスが供用開始し、市道矢立境線から新潟市中心部へは短時間で行けるようになり、利便性を確保し、喜ばれております。市道下条矢立線から市道福島荒又線まで1.5キロメートル、供用開始は令和4年と聞いておりますが、いかがでしょうか。また、国道403号線から日立ニコトランスミッションへのバイパス事業、延長360メートル、道幅2.75メートル、2車線で、全体事業費が3億円、用地買収が完了したと聞いておりますが、予定どおり令和4年に供用開始することができるのか、進捗状況について伺います。

下水道の進捗状況について伺います。加茂市における下水道は、昭和55年開始、使用開始は平成元年、整備面積、汚水493ヘクタール、雨水180ヘクタール、汚水管14万3,000メートル、雨水管1万2,800メートル、汚水人口普及率73%。工事の負担状況は、補助対象管の負担割合、幹線7対3で、補助対象外の枝線3トン未満は4対6で、4割が交付税算入で、起債は40年平準債を使えば50年。市長さんをお願いがございませう。加茂市活性化のため、停滞している産業界のため、発注高を増やしていただきたい。いかがでしょうか。今後の方針として、須田方面、天神林方面、加茂新田、住寺堀

方面を行う予定と聞いておりますが、将来計画と進捗状況について伺います。

最後に、街路事業について伺います。駅前の区画整備事業からスタート、約40年くらいが経過しております。長生きストリートが1,250メートル、新町の街路事業が平成23年から令和3年まで、10年くらいと言われておりました。事業費は25億円、延長292.5メートル、道幅15メートル、歩道3メートル掛ける2、車道9メートルで行われております。その中で、上物雁木工事は、山手側は紺友スタンドまで、川手側は、上物雁木の工事は生田屋さんまで、2年度予算で丸山さんまでと聞いております。これらの状況の中で、NTT、東北電力の電線類の地中化工事及び上江川の水路改良、既設電柱の撤去、歩道改良をいつ頃までに完了することができるのかお伺いいたします。進捗状況、交通体系についてお伺いいたします。

以上。再質問は自席にてさせていただきます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） おはようございます。樋口浩二議員の御質問にお答えします。

初めに、文化会館のリニューアル計画についてどのように考えているかについてです。多くの市民の皆様が文化会館を地域の象徴として誇りに思っていると承知しております。

加茂市では、本年度、市内全施設の利用実態や現状の維持管理、更新時期とその費用などを整理し、施設の統廃合などの方針を定めた公共施設等更新計画の策定を予定しています。文化会館についても、単独で考えるのではなく、市全体の施設の状況を見た中で判断していくことになります。特に文化会館については、文化会館運営審議会、加茂市教育委員会、加茂市議会の皆様から意見をお聞きし、大規模改修、複合施設化等の解決策を検討していきたいと考えています。リニューアル計画も大規模改修、複合施設化と並んで選択肢の1つとして検討していきたいと思っております。

次に、ごみ処理施設の現状と今後の方針についてです。加茂市・田上町消防衛生保育組合が運営する清掃センターは、昭和55年10月に設置、階段式ストーカ方式焼却炉で、1日焼却能力60トン、1炉30トン掛ける2炉、8時間運転で稼働を始めました。その後、平成10、11年に約8億5,000万円の事業費を投じて、ダイオキシン対策として、排ガス高度処理施設、バグフィルター式集じん装置の設置と焼却施設の部分改修を行いました。また、平成15年4月から8時間運転を16時間運転に変更し、現在、年間稼働日数300日で運転しています。現在のごみ処理施設は、設置から39年が経過し、現状を見る限り既に施設は老朽化が著しく、いつごみの焼却ができなくなってもおかしくない状況にあると思っております。

私は、市長就任後、新しいごみ処理施設について早急に検討していくため、まず加茂市・田上町消防衛生保育組合と一緒に運営管理している田上町の佐野町長と令和元年6月6日にごみ処理施設について初めて協議の場を設けました。その中で、今後ごみ処理施設をどうするのか、ごみ処理施設を新設するのか、広域で処理するのがよいのかを判断するためには計画の策定が必要であるという考えで一致しました。

そこで、今後のごみ処理の方向性や施設の在り方などの基本的な方針を明確にするため、令和2年、3年度の2か年計画でごみ処理施設整備基本構想と一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。現在、策定業務の委託事業者が決定し、加茂市・田上町消防衛生保育組合において業務委託契約を締結し、策定作業に着手したところです。今のところ、基本構想及び基本計画の策定に必要となる過去のごみの排出量などの基礎資料の収集作業を進めているところであり、現時点では今後の方針は何も決まっていませ

ん。ごみ処理施設を新設するのか、広域処理するのか、新設の場合の建設用地はどうするのかなどは、基本構想と基本計画の策定過程において少しずつ明確になってくるものと思います。

仮にごみ処理施設を新設することに決定した場合は、循環型社会形成推進地域計画策定や建設用地決定などの計画段階を経て、測量や設計、生活環境影響調査、建設工事などの実施段階に7年と、試験運転、運営開始までの準備段階に1年かかりますので、計画が順調に進んだとしても運営開始までに8年程度かかる予定です。また、同じ規模のごみ処理施設を新しく建設する場合、焼却施設だけで約60億円（国庫補助金20億円、起債36億円、一般財源4億円）かかること、新施設の建設が完了するまで老朽化した現ごみ処理施設を維持していかなければならないなどの課題があります。

いずれにせよ、基本構想及び基本計画の策定過程において生じる様々な課題については、田上町や加茂市・田上町消防衛生保育組合と慎重に協議を進めるとともに、進捗状況や検討が必要な事項については随時皆様にお知らせしていきたいと考えております。

次に、公共事業の現状と進捗状況についてです。1点目に、下条川拡幅事業の進捗状況についてですが、二本松橋下手、上下条護岸工事の拡幅事業は、両岸の上幅で約6.6メートル拡幅し、18.1メートルとなります。工法については、護岸コンクリートブロックを下から積み上げますが、特に地盤が悪いところは地盤改良を行いながら施工します。

2点目に、国道403号バイパス及び市道福島線道路改良工事の進捗状況についてですが、国道403号バイパスは現在、下条川に架かる橋梁の上部工、橋桁等の工事と、右岸側の護岸工事及び取付道路の工事を行っています。今後、左岸側の取付道路の工事や全体の舗装工事を行い、令和3年度末に三条市の保内工業団地に向かう三条市道新田川線にて一部供用を予定していますので、加茂市工区が開通するのはその頃になります。また、その先の景雲橋に向かう県道塚野目代官島線まで供用開始するのは、県央基幹病院が開院を予定している令和5年度中を目標にしているとのことであります。

次に、市道福島線道路改良工事の進捗状況ですが、昨年度中に用地買収と所有権移転登記を完了し、今年度からは、埋蔵文化財の試掘の結果、本調査が必要となった区間の調査を行います。供用時期については、当初予定していなかった埋蔵文化財の本調査や行財政健全化推進計画による予算の見直し等もあり、かなり遅れる見通しです。なお、事業概要としまして、当初、日立ニコトランスミッション前から国道403号までの全体計画500メートル、事業費3億円としていましたが、当面はバイパス区間を優先させるため、現在の計画は市道福島線までの約380メートルで、事業費は、前述の埋蔵文化財の本調査等もあり、約2億6,000万円となっています。

次に、下水道計画の現況と将来方針についてです。加茂市の下水道人口普及率は69.3%で、県内20市中12位となっています。事業費は、過去3年間、補助事業費、単独事業費合わせて毎年5億4,000万円となっていました。今年度は行財政健全化の取組により4億9,000万円と、5,000万円の減額となっており、整備区域は川西地区、天神林地区、住寺堀地区、後須田地区の整備を予定しています。

下水道事業の将来方針については、行財政健全化推進計画に基づいて、費用対効果を重点に効率的な整備を行うため計画区域の見直しを図り、事業を進めていきたいと思っております。今までは公共事業の多くを下水道事業で確保してきましたが、今後は水道の老朽管更新工事や道路、水路改良工事など、必要性や要望が高い事業を効率的に行っていきたいと思っております。

次に、新町雁木通り商店街の整備についてです。新町街区の街路拡幅事業は、新潟県が事業主体となり、道路延長253メートル、道路幅員15メートル（車道9メートル、歩道3メートル掛ける2（両側））、事業期間は平成23年度から令和3年度までの11か年で事業を完了する予定です。現在、川手側小野様 からマスカガミ酒造前の交差点まで約30メートルと山手側十王寺地藏堂駐車場から旧二宮医院まで約42メートルの電線類地中化の工事及び上江川の水路改良を含めた歩道整備工事を進めています。令和3年度で既設電柱の撤去、車道部の舗装、消雪パイプ等及び歩道の石張りを施工して事業を完了する予定です。これにより、念願であった加茂駅からマスカガミ酒造前までの一方通行が解消されることとなります。

雁木の整備事業は、現在工事中の工事が8月くらいに完了し、引き続き川手側旧生田屋前から高仙前まで約54メートルの木造雁木を建築する予定となっています。

答弁は以上です。

○17番（樋口浩二君） じゃ、再質問させていただきます。

御丁寧な答弁ありがとうございました。まず、文化会館からさせていただきます。まず、文化会館のこれは休館するわけですね。来年度の4月から。どれくらいの期間やる予定なのですか。

○教育委員会文化会館長（草野智文君） 休館の期間については、この後どういった改修等々をやるかということが決まっておりますので、今のところ未定でございます。

以上です。

○17番（樋口浩二君） 未定ということですね。じゃ、改修は部分改修をやる予定ですか。全体改修をやる予定なのですか。

○教育委員会文化会館長（草野智文君） それについて検討している最中でございます。

○17番（樋口浩二君） いつ頃検討なさるのですか。検討する、検討すると言っている。まずそこから聞いていきたいと思えます。そうじゃないと永久にこの話は詰まりませんから。

○教育委員会文化会館長（草野智文君） ただいま文化会館運営審議会、教育委員会等から御意見を聴いている最中です。

○17番（樋口浩二君） 今御意見聴いている最中ですね。じゃ、それちょっと脇へ置きまして、この前の全協、4月のあれいつでしたかね。4月の21日。この全協に出されたうちの工事費用が17億6,300万でした。その後、あれが6月の3日頃でしたかね。6月3日ですね。議員とか皆さんを集めてその後見学をさせていただいた。そのときの金額は、交付税算入すると12億2,850万という字が。起債等を使うと。これだけの5億からの違いが出てきているわけです。その辺のところをちょっと聞かせてくれませんか。

○教育委員会文化会館長（草野智文君） そちらの数字につきましては、どのくらいの金額で改修ができるのかというものを試算したものだと思えますけれども、交付税算入の制度について、試算で使った制度については令和2年、令和3年に終了する制度でございます。ですので、今後その試算と同じような金額でできるかどうかは不明でございます。

○17番（樋口浩二君） 12億にできるかどうか不明ということですか。そういうことですね。これは、起債を使うとそうなるわけでしょう。使わないと高くなるということですから。例えば1の3、天井の耐震工事ののは緊防債を使うと、これは総務省から出ている老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手

引きというのがございますね。それこそあなたよくこれ研究なさったのだらうと思いますけど、5ページにあるのは、これですと起債充当率100%、交付税算入率70%、令和2年度で終了なのですよ。令和2年度で終了ということは、来年のこれ3月まで受け付けるということですか。どうですか。2年度ですから、2年度の官庁関係の締切りは3月まででしょう。12月まででないでしょう。

○副市長（五十嵐裕幸君） 今ほどの起債ですけれども、緊急防災事業の案件ですが、年限を限ってやっておりまして、令和2年度、これが……3年もありますか。今のところまだそういうアナウンスはちょっと聞いていないということなのですが、議員おっしゃるとおり、現状でいけば3月末までということですが、これは今年度の事業ということになりますと、もう既にその起債の申請をしておかなければいけなわけですので、それに取にかかるといっても、今すぐ起こせるというものではございません。

○17番（樋口浩二君） じゃ、これはもう間に合わないということですか。基本的に。

○企画財政課長（車谷憲繁君） そうです。今副市長説明いたしました。今年度起債の計画、要望を出さなければなりません、そのためには実施設計も必要ですし、それらの期間を考えれば、今年度はちょっと間に合わないということになります。

○17番（樋口浩二君） そうすると、これに匹敵するのは出てくるのですか。この前言ったら、その頃になりやまた別なのが出るかもしれないというような話言っていましたけど。

それから、もう一つ。5番目にあるその他の建物設備長寿命化、これも起債が起こせるわけですね。これはやはりこっこの例のやつ5ページに書いてありますけど、これは長寿命化は、これは令和元年供用する格好でのあれですね。今度は、これ3年が締切りですね。令和3年。これは起債充当率90%、交付税算入48.5%、これも20年なのですよね。これは令和3年度終了ということになっていますから、これは間に合うのですか。

○企画財政課長（車谷憲繁君） まず、1つ目の緊急防災・減災事業の2年度なのですが、現段階では3年度以降の情報はありません。ただし、非常に重要な災害関係のもので、継続していけばいいがなというちょっと希望的なところもありますけれども、重要な起債ですが、今段階では分かっておりません。

それから、公共施設等適正管理推進事業債、これ長寿命化になりますけれども、施設の長寿命化の個別計画というのが必要になってきまして、そのための全体像ということで、質問のお答えの中でも公共施設等更新計画ということで、全体像を今考えております。そのために今回の補正の中でその委託料というのを計上しておりますけれども、その中で全体的な施設の統廃合は必要になってきますし、文化会館についても先ほど館長が申し上げたとおり、いろんな視点から必要性ですとか、そういったのを検討しているところですので、なかなか、この3年度で間に合うのかどうかと言われますと、それに向かって今やっているとありますが、まず大前提の方針がまだ決まっていないところですので、ただしこの起債については3年度までだということになります。

○17番（樋口浩二君） じゃ、方針はいつ決めるのですか。やっぱり市長さんだね、これは。館長さんには悪いですが。それとも、教育長さんか。どうするかという方針が決まらない、決まらないって引張って歩いていけば時間ばかり経過するでしょう。

○市長（藤田明美君） 樋口議員がおっしゃることは非常によく分かっております。いつまでも結論を先延ばすことはできないというふうにも思っておりますが、この計画がまずできないことには進まないということと、皆さんの御意見もきっちり聞かないと、こちらの独断でするわけにもいきませんので、そこをき

ちんとまとめて、それはなるべく早いほうがいいとは思いますが、計画自体はなかなか急げとってできるものでもないですよ。スケジュールが。（「資料は年度内には出ますが」と呼ぶ者あり）年度内。

（「一応早けりゃ年度内ですけど、ちょっと明確じゃない」と呼ぶ者あり）計画が。公共施設等更新計画というのが早くて年度内にできるということなので、なるべく急ぎたいとは思いますが、そこから方針を出すということになると思います。

○17番（樋口浩二君） 6月3日に説明会やったときのこの資料、どこから出ているのですか。これだけの資料があれば話を進めることは楽じゃないのですか。

○教育委員会文化会館長（草野智文君） 私のほうで調べさせていただきまして、作成させていただきました。

○17番（樋口浩二君） よそで作ったのか、あんたが作ったのか。加茂市課長会とか何かに作ったのか。物すごくよくできていますよ。今資料作るなんて以前に、問題も全部書いてありませんか。これあなたからもらったのですもの。

○副市長（五十嵐裕幸君） そこでお示ししましたのは、文化会館を従前の形のようにリニューアルするために、同じグレードで直した場合どのぐらいかかるかというのを、それぞれ舞台機構、それから照明、それから電気関係、そういったものを精査しまして、業者さんから聞き取りの上、作ったものでございます。したがって、今後検討するというのは、そもそも文化会館を存続するかどうかということもあろうかと思いますが、もう一つは、必要最低限の形でもって存続するのか、前と同じようなグレードにするのか、そしてまた願わくばその維持管理費や人件費も含めまして持続可能な文化会館の将来像を描かなければいけないということもございまして、その辺、関係機関との調整をした上で今後のあるべき姿を決定したいということですので、その姿をそのまま実行するということになれば、完全に前の形に直すという前提でのお話でございますので、その辺のところを御理解いただきたいと思います。

○17番（樋口浩二君） 話はよく分かりましたけど、じゃいつまでそれができるのですか。どうするかというのを。先ほどから聞いてはいるんですけど。

○市長（藤田明美君） 文化会館の状況については、先ほどの副市長、また文化会館の館長の話のとおりなのですが、森山議員のときの答弁とも同じように、まず今は文化会館だけのお話をしていますが、加茂市全体の公共施設の更新、また修繕をどうするかということを考えないと文化会館の方針も決まらないということをまず御理解いただきたいというふうに思っています。例えば、じゃ文化会館を残すといったときに、そこに当然費用はかかってくるわけですが、そのほかの公共施設について必要なところがあったけれども、そっちの改修や更新には費用はかけられないというふうになってもいけないわけです。そうした場合には、加茂市全体の公共施設のまず状況を見てからでないと判断できないというふうに考えています。

○17番（樋口浩二君） 総合計画の下において、この総合計画にじゃ出てくるような大きな物件は何かあるのですか、文化会館のほかに。

○市長（藤田明美君） 公共施設全体になるのですが、特に大きなものになれば学校関係も耐震化も進んでいないところもありますし、統廃合のこともありますので、その校舎も残すのか残さないのかということも検討していかなければいけなくて、それを1個1個個別に見ていくと大変ちぐはぐなものになってしまうというふうに思っておりますし、全体のバランスを見て考えるということになります。

○17番（樋口浩二君） やはり防災減災計画のこの文化会館の天井の関係のは同じようなあれなのです。そうすると、私はこの文化会館だって学校と同じようにいけるのではないかと、こう思っています。したがって、令和2年までという締切りでやっていますけど、この学校のほうも……1つお聞きします。学校、公共施設の耐震化も、これも2年までなのですか。現在やっているの。それこそこれから先進めるなんて言っています耐震計画、この起債は令和2年までなのか。ここに載っていますけど、同じですか。誰か分かる人。

○教育委員会庶務課長（青柳芳樹君） 葵中の話でよろしいのですか。葵中の今耐震工事やっていますけれども、そちらの起債はまさに緊防債と言われる防災のほうのを使わせてもらいますが、それは先ほど企画財政課長が答弁したとおり、一応今年度までになっております。その先はあるのかないのが今分からないという。あるかもしれないし、本当に終わっちゃうのかもしれないしという状況です。この先にほかの学校をやるうとするときは、だからないなら別の制度使いますし、それがまた残るのであれば、やっぱりその制度有利ですので、そちらを使わせていただきたいと思っております。

○17番（樋口浩二君） じゃ、これ残る可能性がありますね。学校が残るということになりゃ、同じ中へ入っているわけですから。

それから、これを総合計画の中に決めるのじゃなくて、この文化会館を単独に今までどおりの形で残すとか、その辺のところを先決めておいてやらないとかわいそうだと思うのですよ。なぜかという、今まで例えば良寛様の絵とかそういうのを寄附なさった方、あの文化会館を保持するために一生懸命、植樹を寄附してもらったがゆえに、そのために夏の暑い休日の日、朝からバケツで水くみして少しでも枯らさないように枯らさないようにしてきた、かつての課長さんも副市長になって辞めなした人も一生懸命やっていたのです。その人たちの苦勞とかそれを考えたら、そろっと結論を出して、やはり今までどおりやるとか、その辺のところを決めたらいかがなのですか。複合施設やるといったら、何と何を集めて複合施設造るのだという、その中に文化会館が入ってくるわけでしょう。もっともっと大きな金かかると思うのですよ。それこそ。その辺ところを。どうぞ。

○企画財政課長（車谷憲繁君） まず最初に、起債の話させていただきます。緊急防災・減災事業債につきましては2年度までということで、3年度以降は今の段階では分かっておりません。ただし、防災対策として重要な起債ですので、継続が望ましいとは考えておりますが、今の段階では分かっておりません。

○17番（樋口浩二君） 分かっていないということは、まだどうこう言えないということですね。しかし、こうなると話は進みませんね。実際。どう思います。

もう一つ。この見積書を作るに当たって何件ぐらいの業者からこの見積書を取られたわけですか。まさか1件だなんて言わないだろうね。

○教育委員会文化会館長（草野智文君） こちらの資料を作るに当たって、見積りは3件取っております。舞台機構の改修のもの、あと舞台照明の改修のもの、あと音響施設の改修のもの。あと、大ホールの天井改修については、建設課さんのほうで作っていただいた資料から取っております。見積り合わせというものではないので、あくまで参考資料でございますので、保守で入っている業者のほうから見積りを作っていただいております。

○17番（樋口浩二君） だったらまだ安くなる可能性がありますね。だそうです。大いに検討していただきたいと思います。

○市長（藤田明美君） 本当に急ぎたい気持ちは樋口浩二議員と同じなのですが、ただそもそも文化会館まず1つ考えても、38年経過して、本来であれば10年から15年で更新しなければいけないことをここまでずっと引っ張ってきたわけです。そういった中でこれからどうするかということを検討するのは、この中でもやはり更新時期も大きく過ぎている中で今取り組んでいることは、私自身はすごく遅くなっているという状況ではないと思っています。十分急いでやっていることでもあります。本来であればもっと早くから計画を立ててやらなければいけないですし、今加茂の場合は文化会館だけではないですし、財政的にも非常に厳しい状況にある中で、それを全部障壁をクリアしながらやっていかなければいけないので、本当に急ぎたい気持ちは私も同じなのですが、理解していただきたいというふうに思っています。

あと、緊防債についてなのですが、やはりそれはほかの市町村からも続けてほしいという要望はすごくたくさん出ていて、全国市長会の中でも声がすごく上がっています。なるべくこちらとしてもその制度が残るようにというのは今後も要望を上げていきたいというふうに思っています。

○17番（樋口浩二君） 私も今の状態でいいですから、そんな複合化しないで、文化会館は文化会館で単独でもいから、現状態で継続していただけるだけで十分じゃないかと思うのです。そう思います。なぜかという、これが例えば12億のがもう2億や3億安くなるかもしれませんね。そうですか。もっとあれして、これだけの資料をそれだけの短時間で作られたのですから、すごいと思いますよ。このまんま出せばどこでも通るのでないのですか。これ金額が変われば。今度加茂市が了解得ればということにはなるのでしょうか。いつまでもこの話ししていても決まりませんから、まずまとめて言うと、まず複数業者から見積りを取ってもらうということは、どうしても必要なものでないでしょうか。それから、全体改修やるか部分改修やるかということも、部分改修であれば、例えば今の話、起債だけ起こせる天井ののと、それから建物の設備の長寿命化と緊防債を使うところの3と5ののを、これだけでもやればやっつけられるのですか。天井落ちないようにすれば。そうでしょう。あんたそれについて一番心配しているわけでしょう。地震が来て落ちて、観客がみんな下敷きになって死んでしまうと悪いから。ということ、俺はまさか落ちないと思いますけど、あれだけのものにつけているのですから。中越大震災のときもみんな乗り切ってきているわけですから。大したことがなかったわけですから。これは、これと同じように減災あれといえますか、緊防債を使うという、その5番目の建物の長寿命化、これも起債を使うということになればあれですから、これ2つだけでも使って、その部分だけでも部分改修してやれば、まだまだ10年や15年もつでしょう、きっと。と私は思います。いかがですか、館長さん。

○教育委員会文化会館長（草野智文君） 資料にも記載させていただいておりますけれども、照明等のほうも部品がない状態で使っておりますし、故障も実際起きている部分があるということございますので、樋口議員さんが今おっしゃっていただいたところだけではちょっと足りないと考えております。

○17番（樋口浩二君） 私、素人ですから、これぐらいしか言えないのです。あんたみたいに専門的なことをあれしたり、それから照明などをやっつけいなさる、本当にあれは大変なことだろうと思います。明るくしたり、暗くしたり、また全体を明るくしたり、全体をまた暗くしたりするということは大変なことだろうと思います。その労力に対しては心より感謝申し上げますけど。

そして、その文化会館を休館している場合、今までの行事があった子供たちの合唱コンクールとか、そういうのはどこへどうするのですか。例えば代わりにやるとしたらどこを使うのですか。

○教育長（山川雅己君） 樋口浩二議員の子供たちの教育活動については、休館している間等につきましては、今年度につきましては、コロナの関係ありますから、もちろんできませんけれども、例えば体育館、市民体育館使うとか、あるいは規模を縮小して行うとか、様々な方法が考えられるかと思います。いずれにしても、子供たちの活動の場面をちょっと制限をかけざるを得ない、そういうことは私どもも承知しているところでございます。

○17番（樋口浩二君） この話、水かけ論みたいに先へ進まないみたいですから、これでやめます。

じゃ、ちょっと順不同になりますけど、一番最後の新町の雁木の関係、こちらのほうへ移らせていただきたいと思います。江川の関係、これをひとつお聞きしたいと思ひまして、まず雁木のところに、新町に入ります江川ありますね。江川の川の段差といいますか、あの江川は、一番上流は秋房用水から取っているのですよね。小貫川のところから秋房用水がぐうっと来て。それから、もう一本は江川の大袋ですか、あそこから取っていますね。それが2本が流れてきて、昭和橋の道半ですか、あそこに一緒になって江川になってきて、マスカガミさんのところで分かれるわけでしょう。そこが今度は上江川と町江川というのですか、それと下江川、これで4本に分かれるわけですね。この江川の段差といいますか、上江川は谷のほうへ流れて、防火用水とか、流雪溝とか、それから西加茂のほう行って、あれ農業用水にもなるわけです。それから、下江川は中土手と町通りの間を流れていく川ですね。どちらもみんな満々といいますか、ほとんど水はかれずに流れているわけですが、あれどういう取り方しているのですか。あのマスカガミさんのところから。

○建設課長（珊瑚保君） 議員御指摘のとおり、マスカガミさんのところで今全部分岐をしています。上江川に行くの、それから町通りの水路のところにも防火用水として水を流しております。それから、まちの中の通っているところも今全部マスカガミさんの前のところで水量の調整をやっているところです。

○17番（樋口浩二君） その水量の調整、あれどういうふうにするのですか。ちょっと教えてくださいませんか。

○建設課長（珊瑚保君） 今のところでは、堰板によりまして調整をしております。

○17番（樋口浩二君） 大変だろうと思います。あれでやろうとしたら。本当にみんな順調に流れていまずもので。

それで、その工事はいつからやるのですか。

○建設課長（珊瑚保君） 議員御指摘のとおり農業用水にも使っております。ですので、農業者が要らなくなる秋にかけてから、あと冬は大事な流雪溝といいますか、そういった部分にも使われている分もありますので、その間で何とか工事を終わらせたいというように思っていますし、水の分けるということについても、マスカガミさんのところでできる新しいますのところで水量の調節ができるように、今までどおりの機能ができるような形で工事をしていく予定になっております。（17番樋口浩二君「待ってください。何月頃までに終わる予定ですか。いつから始めて、いつ終わるんですか」と呼ぶ）農業用水必要でなくなるのが8月下旬ぐらいからだと思っています。それから雪が降る前、年末までというふうを考えておるのですけれども、なかなか大工事ですので、そのとおりにいくかどうかは分からないのですけれども、今のところそのぐらいを予定しております。

○17番（樋口浩二君） それやるとき、交通止めや何かしなくてもいいのですか。まずそれをお聞きします。

○建設課長（珊瑚保君） 大工事ですので、通行止めのお願いはしなければ駄目です。それで、8月の1日ないしはそのぐらいで広報のお知らせ版にその工程関係なり、通行止め、それから断水、その辺のお願いの記事を載せたいと思っています。

○17番（樋口浩二君） それだけでやるのですか。それ広報に載せるだけで。例えば、そうなりゃ交通止めになれば、ぐっと来たのが旭橋ですか、前の野崎繊維でしたか、玉木さんのところからやはり、上上れないわけですから、じゃ土手のほうへ下がって行って加茂川左岸の土手を上って、それからぐうっ行って道半のところですか、そこからまた出ないと駄目でしょう。その間交通止めになるわけでしょう。商店街の方困りませんか。

○建設課長（珊瑚保君） 今も工事を時々、通行止めといいますか、部分的な通行止めなり、片側の交互通行をお願いしているところもあります。その辺については、商店街であったり、地区住民の方に回覧という形で回覧板を回したりしております。あと、交通誘導員についても、どうしてもそれが支障にならないような形で交通誘導員を配置して対応していくということになります。

○17番（樋口浩二君） 時間ですから、終わりますけど、市長さんは本当に大変でしょうけど、このコロナが終息して、まず来年の暮れぐらいになるだろうと、何とか議長という人が、アメリカの場合は、そう言っていますもので、その後の今度は終息した後の後始末、それは一生懸命やらなきゃ駄目だろうと思うのです。そして、加茂市の経済の立て直しやったり、あらゆるのに市長さんは大変だと思います。だから、総合計画の中においても、それだけの頭脳集団が、この課長会という方がいなさるわけですから、その方から能力も借りて協力してもらって、あなた一人で頑張らないで、大勢の方から力借りて、少しでも加茂市をよき方向に導いてください。私らも精いっぱい協力したいと思いますので。ありがとうございます。

○議長（滝沢茂秋君） これにて樋口浩二君の一般質問は終了しました。

10時50分まで休憩といたします。

午前10時32分 休憩

---

午前10時50分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

[事務局長 質問要旨 朗読]

○議長（滝沢茂秋君） 1番、森友和君。

[1番 森友和君 登壇]

○1番（森友和君） 1番、れいわの風、森友和。早速質問に入りたいと思います。

小中学校における働き方改革の推進について。令和元年12月11日に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。これにより、令和3年4月1日より、公立学校の教育職員の1年単位の变形労働時間制について、地方公共団体の判断により条例で選択的に導入可能となります。文部科学省では、近年、学校における働き方改革の一環として勤務時間の上限に関するガイドラインを設けるなど、教育職員の労働環境の整備に注力しています。ガイドラインにおいて、具体的な上限の目安として、1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内、1年間の在校

等時間について、超過勤務360時間以内という数値を掲げています。この方針の下、全国の各教育委員会は現場である各学校の状況を調査、把握し、各教育委員会の取組を文部科学省が調査、把握し、これを公表することによって実効性の担保が図られます。

さて、こうした取組が行われる背景には教育職員の勤務時間の長時間化があります。授業やその準備、研究、研修だけでなく、児童生徒や保護者に係る様々な対応、その他各種調査への対応等、多岐にわたる教育職員の業務があり、それらを通常の勤務時間の範囲内で終わることが困難であるということです。文部科学省が進める学校における働き方改革を要約すると、このような方針、方法を取ります。まず、これまでも高い水準であったレベルの高い教育の成果、これを持続可能なものにすることを目指します。このため、教育職員の業務量の軽減を図ります。業務量を軽減するために、教師のなすべき業務を再定義します。この再定義により周辺業務となったものについて、別人材により分業化を進めます。そのほか、校務のICT化を進め、効率よく業務を遂行できる環境を整えていきます。これらを実現すべく今後も施策を進めていくわけですが、これには併せて実態の把握も欠かせず、重要な課題です。文部科学省は、平成28年度より行っていた教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査をさらに見直し、令和元年度に教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査と改め、調査を行いました。基準日を令和元年7月1日としたこの調査は、令和元年12月に結果がまとめられ、公表されています。

加茂市内の小中学校における教育職員の勤務時間の把握、管理について質問いたします。1つ、市内小中学校における職員の在校等時間について、客観的な把握及び管理が行われているかについて伺います。具体的にどのような方法が取られているのか。学校間で方法に違いがあれば、各学校ごとの方法を回答願います。学校間に違いがなく、一律の方法でなされている場合には、その方法を伺います。

1つ、市内小中学校の職員の勤務時間の上限については、現在どのような規則をもって管理が行われているのか伺います。

1つ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公示及び一部施行、そして公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の告示を受けて、加茂市においては今後どのように条例、規則を整備していくのか伺います。

1つ、市内小中学校の教育職員の業務の持ち帰りについて。現場ではどの程度業務量が持ち帰りにより行われているのかということについて、各管理者、責任者が把握できる体制が取られているのか伺います。

次に、小中学校のICT環境の抜本的改善について伺います。これに係る内容として、昨日三条市では、不登校の児童生徒のオンライン学習の有効性を認め、これを校長が認める場合においては、フリースクール、また家庭でこの通信学習を出た分について単位を認めていくと、出席と認めていくということを公言したということです。また、来月ですが、加茂市においてもオンラインで、これはズームというソフトウェアを使って、ニューヨークと加茂市をつないでダンス講座を行うという試みが行われます。こうした内容に係る質問になります。

中学校のICT環境の抜本的改善について伺います。ICTの導入については、児童生徒の教育内容及び教育環境だけではなく、今ほどの教育職員の働き方改革にも大きな影響を持つ校務のICT化を含む内容のものです。教育現場へのICTの導入については、GIGAスクール構想を掲げる文部科学省、

E d T e c h導入の推進を図り、未来の教室ビジョンを掲げる経済産業省、インフラ面からローカル5Gの活用を推進する総務省と、複数の省庁からのアプローチがあり、政府の重要施策であることがうかがえます。加茂市においても、学校内のインターネット及び無線LANの整備、そして1人1台のタブレットと、予算措置が進んでいるところであります。

さて、この学校におけるICT環境の整備については、おおむね整った後には多種多様な効果が期待できるところですが、予算措置がなされれば一気に環境が整うというものでもありません。ICTの整備により児童生徒にとって有益な教育環境が整うには、その前に教育職員による新しい技術や新しい方法への対応が必要です。さきに述べましたとおり、対応多忙な現場職員にとってさらに負荷が大きくなるのしかかる事態になりかねないということです。そうした中で必要なのは、整備にある程度時間を要することを想定した下での計画的な導入ではないでしょうか。例えば、校務のICT化を優先して進め、職員の情報セキュリティやハードウェア、ソフトウェアの操作技術などのITリテラシーを十分に担保することを当初の最優先事項とするとか、簡易なソフトウェアの導入と運用から始め、まずは児童生徒が端末を使用できること、メールやSNSといったインターネットを介したコミュニケーションツールを節度や倫理観を持って使用できることを最重要事項とするとか、多様性に対応すべく、また時々の様々な個別の事情に対応すべく通信事業の完備を最優先事項とするとか、こうした明確な指針を持つことでその成果を評価することができ、また効果的な成果を得られるのではないのでしょうか。ツールとしての汎用性の高さから、想定できる効果が幅広いがゆえに、狙うべき効果を設定しないまま導入し、その効果を何となくしか感じられないような結果になってしまえば、加茂市で教育を受ける児童生徒、保護者に、また現場で労力を費やす職員にも申し訳が立ちません。学校のICT環境の整備により教育職員の校務を効率化し、負担を軽減し、十分な研究、研修のための時間を担保するとともに、教育職員が不安なく児童生徒に新しい機器、ソフトウェアを使った指導ができること、この下地を担保した上でこそ新しい技術を使った質の高い教育ができ、またSociety 5.0と言われる、我々にとっても未体験の社会を生きていく子供たちにとって必要な力を育むことができるのではないのでしょうか。そのためには、まずICTの導入に当たって現場の教育職員が抱える不安を払拭できるような十分なサポート体制をつくることが行政、政治側の務めではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。1つ、教育現場におけるICT活用の必要性、重要性について、特にどのような点を最重要として認識されているのか伺います。

1つ、教育のICT化を進めるに当たり、教育職員のサポート体制について、どのような形を構築していくのか伺います。

1つ、加茂市における教育のICT化を進めるに当たり、大学との連携をベースに、教育職員に対するサポート体制の構築及びその他諸課題を解決するための体制をつくってはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

壇上からの質問は以上といたしまして、再質問は自席にていたします。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 森議員の御質問にお答えします。

初めに、加茂市立小中学校の教育職員の勤務時間の把握並びに管理についてです。出退勤時刻の記録については、教育職員共通で使用するコンピューターに教育職員自らが入力による方法を取っています。対

象となる者は、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、臨時教職員（県費負担）とし、フルタイムの勤務者です。

次に、勤務時間の上限についてです。これは、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月31日新潟県条例第5号）に規定されています。本条例第2条に「職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする」とあり、さらに本条例第3条2には「市町村教育委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする」とあります。市町村立学校に勤務する教職員の週休日、週休日の振替及び勤務時間の割り振り等について（通知）（平成22年3月24日教義第1915号）では、「勤務時間は、校長が、月曜日から金曜日までの5日間において、1日7時間45分を割り振るものとする」、「1日の勤務時間は午前7時30分から午後6時30分までの間に割り振るものとする」とあります。加茂市立小中学校に勤務する学校職員の勤務時間については、これら条例、通知によるものです。

次に、加茂市の条例、規則の整備についてです。森議員御指摘のとおり、令和元年12月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）が公布されました。また、文部科学省より、令和2年1月、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が公示されるとともに、新潟県からは県立学校における教育職員の勤務時間の上限に関する方針が策定されました。これらを受けて、加茂市教育委員会では、令和2年7月定例教育委員会で新潟県加茂市立小・中学校管理運営に関する規則の改正並びに加茂市立小・中学校における教育職員の勤務時間の上限に関する方針を策定する予定です。教育職員が行う業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を示していきたいと思っております。これらを踏まえて、加茂市教育委員会並びに加茂市立小中学校がGIGAスクール構想におけるICT機器の活用も含めて実効性のある取組を推進することにより、教育職員の業務負担が軽減され、長時間勤務の実態が改善されるものと考えます。

次に、持ち帰り業務についてです。業務の持ち帰りについては、本来行わないことが原則です。仮に行われているとすれば、その縮減のための改善に努めることが重要です。今後、在校等時間の上限を遵守することのみが目的化し、それにより自宅等における持ち帰り業務の時間が増えることにならないよう、業務の精選並びに勤務時間の管理をしていきたいと思っております。校長及び教育委員会は、在校等時間の管理をはじめ、業務の役割分担、適正化、執務環境の整備や健康管理など、学校の管理運営における責任を有します。これらのことから、日常の教職員の勤務管理並びに教職員評価における面談により、教職員の資質能力の一層の向上や人材育成を図るとともに、適材適所の人事配置を図ってまいります。教育委員会としても、今年度導入したスクールアシスタントの人材活用等による業務削減等の改善のための措置を図るなど、学校の管理運営上の責任を適切に果たしていきたいと思っております。

次に、学校教育におけるICT活用の必要性、重要性についてです。新学習指導要領においては、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に学習の基盤となる資質、能力と位置づけられています。小中高等学校の各学校段階を通して情報教育を体系的に実施することが義務づけられ、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されました。小学校においてはプログラミング教育が必須化されるなど、今後の学習活動において積極的にICTを活用することが想定されています。

児童生徒が能動的に学習に参加するアクティブラーニングを例に挙げれば、課題解決のためにICT機器を活用し、自ら進んで学習する姿が見えてきます。分からない問題に直面したとき、インターネット等を活用してスピーディーに専門的に調べ、検証し、表現する姿も目に浮かびます。こうした繰り返しにより児童生徒に学ぶ楽しさと分かる喜びが生まれ、学習効果を高めるものと考えます。

次に、教育職員へのサポート体制についてです。学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）（平成31年3月18日付事務次官通知）では、業務の役割分担、適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策の1つとして、専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援を示しています。これを受け、加茂市教育委員会では、必要な資質、能力を備えることができるような校内研修会を支援したり、人員確保を検討したりするなど、学校に対して必要な支援を行うよう努めていきたいと思っております。

加茂市における教育のICT化を推進する上で、教育職員へのサポート等については、大学のみならず、教育機関、民間業者も含めた関係機関との連携が重要と考えます。他市町村の取組状況を研究し、取り組むことができる可能性が高いものから検討していきたいと考えています。

答弁は以上です。

○1番（森友和君） 御答弁ありがとうございます。

まず、働き方改革のほうから質問をさせていただきます。今現状、加茂市内の学校で各勤務状態の管理というのが、各校でばらばらというわけではなく、もう一律に自らが入力するという形を取られているということで間違いはないのでしょうか。まずそこから伺いたいと思っております。

○教育委員会学校教育課長（北原利章君） 市長の答弁のとおり、コンピューターのプログラムを使ってラジオボタンで入力したり、数値で入力したり、学校間の違いはあるにせよ、一律にコンピューターを使って入力しているのは事実でございます。

○1番（森友和君） それで、これは政府が掲げるものですが、望ましい形としては、自身の入力ではなく、より客観的な形でその勤務時間を把握するということが挙げられているのですが、その点についての検討の具合というのはどうなのかということ教えてください。

○教育委員会学校教育課長（北原利章君） 使っているコンピューターが教職員共通のものでございますので、出勤してそのコンピューターに触るという客観性というか、誰もが勤務時間が今からスタートするというのが分かるという点では客観性があるというふうに理解しております。政府等はタイムカードを使ってやるというのが例として示されておりますけれども、それも結局教職員の多くが目に触れる場所での入力ということでございますので、使用する機器の違いはあるにせよ、多くの教職員の目に触れるという点では似ている部分もあるかと理解しております。

○1番（森友和君） その客観性のところなのですが、入力という形を取るときに、恐らくログインをして入力するのかなと思うのですが、そのログインの時間をもって勤務時間を取っていくというのが恐らく客観的の意味合いだと思うので、もしそれがログインの時間等が管理者が把握できているのであれば、それを客観的と言ってもいいのかなと思うのですが、そういう管理の方法ではないのですか。あくまでも入力された内容で追っていくというのは基本なのではないでしょうか。ちょっとそこだけ確認させてください。

○教育委員会学校教育課長（北原利章君） 入力した時間によるというものでございます。

○1番（森友和君） ありがとうございます。

少し話題変えまして、今現状、加茂市内の小中学校で実際に超過勤務の実態というのはどの程度把握が

できるのか、またどういう状態というふうに御認識なのかお伺いしたいと思います。

○教育委員会学校教育課長（北原利章君） 毎月学校別に超過勤務45時間以上、60時間以上、80時間以上の教職員の総数を提出してもらっています。60時間、80時間に関しては、個別に報告をしてもらっています。これにより把握しております。

○1番（森友和君） ざくっとでいいのですが、どれくらい、何割くらいの方がそういった状況なのかと、これ時期にもよるとは思うのですが、その辺の数字がもしあるようでしたらお伺いいたします。

○教育委員会学校教育課長（北原利章君） これについては、県との平均で申し上げたほうが分かりやすいかと思しますので、校種別に申し上げます。平成31年4月から令和2年3月までの1年間のデータでございます。まず、小学校です。4月、加茂市52.8%、県52.4%、5月、加茂市43.5%、県53.6%。加茂市の状況においては40%から10%、県については55%から25%と、3月までの間で推移しております。中学校です。4月、加茂市31.9%、新潟県67.0%、5月、加茂市52.8%、新潟県68.6%。加茂市の状況は、6月以降54%から6.9%という状況です。新潟県は、70.5%から46.8%という状況でございます。先ほど森議員さんのお話ありましたとおり、年度初めとか学校行事によってその超勤の時間が変わっている現状はございます。

○1番（森友和君） ありがとうございます。

それと、今お伺いした数字を見てみると、県の平均よりはおおむね良好な数字なのかなというふうに見たのですが、ただこれ県との平均なので、実際どこを、どのラインまで目指していくのかというところから問題になってくるのかなと。それと、目標値のようなものだと、今加茂市の教育委員会なのか、校長先生なのか、そういったどのラインまで持っていきたいねというような、そういう具体的な数字というのは掲げてあるのでしょうか。お伺いします。

○教育委員会学校教育課長（北原利章君） これについては、本年7月定例教育委員会で改正予定の学校管理規則、それからそれに係る方針等に盛り込む予定でございますし、先ほど申し上げました平成31年4月からのデータにおいても、目標値としては次の2点を挙げておりました。時間外在校等時間を一月45時間以内、時間外在校等時間を1年間360時間、これは文部科学省が示したものでございます。他市町村の状況、私が把握している限りではこの45時間と360時間というものは示しておりますので、加茂市もそれに倣って今後策定等していく予定でございます。

○1番（森友和君） それと、先ほどパーセンテージでいただいたのですが、割合でいただいたものは45時間以上である方の割合だったと私認識しているのですが、もしその45時間と360時間というのを掲げた場合、半分くらいの方がそれを超えてしまっているという状況なので、この数字で目標とするにはちょっと僕適切ではないのじゃないかなと。もちろんこれ政府が掲げている数値目標なので、1人を見た場合、これを上回らないようにしましょうねというのは分かるのですが、全体の升で見たときに、その中でも超過勤務をしている人を少なくしていこうという取組のための目標数値みたいなものはやっぱりあったほうがいいのじゃないかなと。今の現時点でも50%を超える方が超過勤務している中で、2分の1は達成できていないという、ざくっとした考え方ですけども、ざくっと言うと2分の1は達成できていないと。そういう方の総数を減らすというふうに考えて、もう少し別の目標の掲げ方をするということはできないのでしょうか、お伺いします。

○教育委員会学校教育課長（北原利章君） 教職員の業務内容から申し上げますと、授業の準備、それから

授業、その後の成績処理等含めて大まかな業務があるのですが、それ以外にも多岐にわたる業務がございます。目標を掲げることで、それにより教職員が意識するのは目指すべきところなのですが、実際、他市町村の状況、それから全国的に見てもその業務量というのは大変厳しい状況であると私は把握しております。

○1番(森友和君) ありがとうございます。業務量が多いというのは、これは加茂市に限らずどこの地区でも恐らく同じ状況であるということ。そこでどう解決するのかと。一方では45時間と360時間というのが掲げられているので、その間をどう埋めていくかというのが恐らく工夫の、そして施策の方向の取り方なのかなと思うのですが、加茂市としては、その方法に対応するために具体的に何かこうしようとか、そういうことというのは今現状、教育委員会だとか校長先生の中だとかで話し合いというのはあるのでしょうか。また、内容も併せてお願いします。

○教育委員会学校教育課長(北原利章君) これら、今、森議員さんの御指摘の内容につきましては、定例の校長会等で議論を重ねてきた中身もございます。そうした中で、今年度スクールアシスタント、通常学級における特別支援を要する児童生徒に対する人的な措置等も生まれてきました。個々人の業務が非常にA教諭に集中してしまう事例もございます。そういったものについては、公務分掌上の業務を軽減させるなど、1人が抱え込まないような方策を各学校等で取り組んでいこうということを議論はしておりました。

○1番(森友和君) それと、各学校でということなので、その学校ごとにその取組の方針というのは違ってくるといえるのでしょうか。

○教育委員会学校教育課長(北原利章君) 先ほど60時間、80時間の教職員については個人の報告ということを申し上げましたが、学校ごとの取組がそういったものに現れているものと私は理解しておりますし、またその部分で理解が足りない部分については学校現場と連絡を密にしておる状況でございます。その学校ごとに取組が違うという指摘については、なかなか一律というものは、その個々人の持ち得ている能力、資質等もありますので、それが統一になるということについては難しさもあるかと思えます。

○1番(森友和君) まず、学校ごとに違っているということについては、私は特に問題ないかなとは思っております。各自治体によって、教育委員会によってその方法というのは様々であってもいいかなと思っております。加茂市のちょっと資料を見てみると、加茂市においては結構各校の特色を出しているという方針掲げられていますので、その中で校長先生が主体となってそういう各校の方針を取っているのかなというのは資料からうかがい知ることができるのですが、問題は各校で対応していった内容が例えばちゃんと共有されていたりだとか、具体的にどういう方法で成功したとか失敗したとか、うまくいっている事例をちゃんと蓄積して行って、少しでも数字的にはよくなるように持っていくというような何か仕組みが、多分やられているのだと僕は思っていますけれども、何か資料見る限りで特に校長会の内容なんかは見えてこないもので、そういう取組について具体的にはどういう状況なのかというのを少し踏み込んでお伺いしてもよろしいでしょうか。

○教育委員会学校教育課長(北原利章君) 校長会等で資料は提出求めて、それらを今、御指摘の内容等を共通にしている部分もあります。先ほどスクールアシスタントということも申し上げましたが、スクールアシスタントについては計画、それからその結果、それも今年度、また各学校ごとに違っているとそれぞれのまた問題点も出てくるかと思えますので、その計画、結果も校長会を通して共通にしていく中身で今

検討しております。

○1番（森友和君） ありがとうございます。

各校長先生の取組と、その校長先生から上がってくる資料の扱いについて今お伺いしたいのですが、それに対して教育委員会というのはどういうふうにもその資料を見て、次の施策というか、話合いにつながっているのか、ちょっとその辺の具合を教えてくださいませんか。

○教育委員会学校教育課長（北原利章君） 教育委員会と申し上げるよりも、校長会の中でその資料に基づき、足りない部分、それから成果が上がっている部分については評価し、指導はしております。

○1番（森友和君） すると、教育委員会では働き方改革みたいな内容というのは特に話し合われてはいないのでしょうか。

○教育委員会学校教育課長（北原利章君） 具体的にはこれまでそういった中身について話を上げることがありませんでした。県、それから国のほうの方針もございますので、令和2年の7月定例教育委員会の中で話をし、議論を深めていきたいと思っております。

○1番（森友和君） ありがとうございます。すると、加茂市の教育の体制というのは、校長先生がやはり各校をしっかりと見ていくということが主軸になって施策を進めていくのかなという回答かなと理解いたしておきます。これは個別の学校の対応が今後どうなっていくかという話になりますので、今後数字がよくなるようにぜひ見ていきたいと思っております。

では、次にICTの話に移ります。これも働き方改革と若干かぶるところはあるのですが、先ほど業務量が多い中で、これが減らない限りにおいて、なかなか超過勤務を総量で減らしていくというのは難しいという御答弁なのかなと。そうすると、何によってこの超過勤務を解決するのだというときに、例えばこういうICTの導入なんかは期待がかかるころではないかと思っております。また、これは学校だけではなくて、まさにこの場の市役所の中だとかそういうところにおいても、いわゆる民間企業と言われるようなところに比べて、事務的なもの、事務的な処理、様々な部分において新しい技術がどんどん入ってくるという部分においてはなかなか弱いところなのかなというふうにも考えていて、するとこういうICTの導入の流れを今国が押し押しでつくっているところで、事務的なその作業について改善をしていくと、抜本的な改善というふうにも言ってもいいかもしれませんが、そういう1つのいいチャンスなのかなというふうにも私は考えております。そうした中で、ちょっと学校の中でどれくらい教職員の方が来るべきICTの教育環境の整備というものに対して不安を持っているとか、もう大丈夫、いつ来ても大丈夫だみたいな、そういう状態なのか、現場の感覚というのをちょっと教えてくださいませんか。

○教育長（山川雅己君） 今の御質問ありがとうございます。ICTの今のタブレットだとか、非常に高度な情報技術が学校に入ろうとしている今状況でございますけれども、私も現場におりましたときに、コンピューターが導入された時代。もう今から20年ぐらい前になるかと思っておりますけれども、その段階のときに、年齢的にやはり50代の先生方はとっても駄目だわと、こういう状態でありました。ところが、その間いろいろと研修を組んでいく中で、徐々にではありますけれども、コンピューターが使える。最初の段階ではメールすら送れないという状況でございました。それをいくと、今現在ICTが入ってきた、タブレット端末を使って、Zoomを使って遠隔授業やったりするというふうなのはどうしたらいいだろうという拒否反応はあるということは否めません。ですので、これはもう慣れしかないだろうと。もうやらざるを得ないという状況に持ち込まざるを得ないだろうと、そんなふうにも考えております。したがいまし

て、だからやれというわけじゃないけれども、その分人をやはり学校に入れて、そして先生方から慣れていただいて、そして成果が上がったというその感触を味わっていただく、そのことによってその指導技術も上がっていくものだと、こう考えているところであります。したがって、今現時点での現場の感触というふうなことを言いますと、私がコンピューターを触った頃のあの状況とほぼ同じじゃないかなと、そんなふう考えているところでございます。

○1番（森友和君） 現場は、私も小学校、中学校にいたことがあるのですが、生徒としていたことがあるわけですが、確かにパソコンが出てきている中、ワープロを粘って使っている先生なんかもいらっしたりして、やっぱりその導入に際してはどうしても、決して差別的な意味合いではなく、年配の方のほうに既にある技術があるので、なかなか切り替えが難しいのかなんていう印象もあったりするのですけれども、するとではどうしようかということにはなると思うのです。今もうこの技術を取りあえず使わなければいけないというのはある程度見えていて、そして現場も来ることに對して不安を一定程度抱いているのかなと。であれば、事前にこの部分なんかは対策取っていけるのじゃないかなと。よりスムーズに導入するというのは、分かっていることはもうどんどん手を打っていくということで回避していくと、クリアしていくというのが妥当な筋だと思うのですが、今現在、導入に当たって、ここにも研修のことが書いてあるのですが、そういった研修だとか、どういう体制で導入がかかったときに皆が、現場の皆さんが不安なく使うことができるかというようなことの具体的な案というのは今まだ出ていないのでしょうか、出ているのでしょうか。

○教育委員会学校教育課長（北原利章君） 校内研修に関しましては、昨年度全学校で実施済みです。ただ、その現場においてはタブレットがなかったりとか、ICT機器が今年度から導入される中身がなかったという違いはあります。現在、学校現場においてはコンピューターを使用している状況でございますので、その機器の違いという点では不安は残るかと思うのですが、新学習指導要領に對する学習、中身について、プログラミング教育の研修は実施済みです。加えて、教職員の業務に関するICT機器の活用なのですけれども、この5月に保護者アンケートを実施しました。家庭におけるコンピューター利用に關してです。その際に、ウェブアンケート、それから紙面によるマークシート方式、それを保護者のほうで選択するというふうな方式を取りました。それは、一例として教育委員会のほうからこういう方法がありますよというものを学校現場のほうにも示したものでございます。それらにより業務量の削減というものも狙った中身でございました。

○1番（森友和君） 先ほど御回答の中にもソフトウェアを使って勤務時間の入力していくというような話があったので、少しずつそのソフトウェアなんかは入ってきていて、慣れてきてはいるのかなというのは今の回答からも感じることはできるのですが、新しいものが入ってくる、特にインターネット技術みたいなものというのはなかなか分かりづらいつころがあつて、これは仮説的のところですけども、苦手な方の一番怖いのは、例えば情報漏えいだとか、自分がミスしたことによって重大な事態をひき起こしてしまうのじゃないかみたいところがまず最大の懸念かなというふうに思うのですけれども、質問の中にも上げたのですが、いわゆるITリテラシーと呼ばれるものにくられる中で、セキュリティーですね、これはこうしておけば大丈夫なのですよというような、その辺の教育がしっかりされていると、ひとまず大丈夫という、失敗しても大丈夫なところで、大丈夫な範囲に収まっていれば問題なくて、この失敗は絶対駄目だという、その線引きが分かっているならば、新しい機器だったり、技術だったりしても、どんどん、どんどん

使っていくことができるのかなと。実際私も過去にパソコン講習みたいなことを事業でやっていたわけですが、やっぱり使ったことがない方って、このボタンは押してもいいのかとか、あと焦ってくると出ている文字全部読まないとか、そういうようなすごく初歩的なところでもう敬遠してしまうと。なので、その大丈夫というところに何とかこぎ着けていただくというのがぜひ最初をお願いしたいなというふうには思っております。

先生方の話から少し子供たちのほうの話に移したいなど。先生方がちゃんともう安全、安心だというふうなところで子供たちに機器だったり、ソフトウェアを使って授業をしていくということになるのですが、子供たちが実際この技術が導入されたことによって、結果、まず何ができるようにならなければいけないのかと、昨今SNSだとかで誹謗中傷ですごく心を痛めるニュースだとか、いじめの問題だとか、そういうような問題がニュースなんかで流れる中で、私、1つ方法として、次の時代というか、今もう既にですけども、インターネット使って仕事をするとか、生活をするとか、これは学習、児童生徒ならまだ大学だとか専門学校だとか学習もしなければいけないという中で使わなければいけないことはもう必須であるという中で、何とかそこに自分を守りつつ他者にもしっかりと思いやりを持ってそれを使っていけるかということは、まず必須の課題なのじゃないかなというふうに考えております。そうでないと、やはり怖くて使えないということでは次の社会に臨んでいけないということになりますので、そこはやはり教育現場としてはもう最大に担保してほしいなど。加茂市からいじめで、SNSで中傷を受けて不登校になりましたとか、そういう児童が出ないように、もう徹底した倫理観、節度、この部分を教育すると、これをぜひ私はお願いしたいなと思っております。具体的にこれからどうするかというところで、私は1つ提案として挙げたのですが、職員の方もまだ不安があるという中で、サポート体制が十分にあると。自分がいつ分からなくなっても聞ける相手がいるというのが大事で、それも電話とかで聞くのではなくて、その教室の中にいるということが大事だと思うのです。これどういうプランを組むかはこれから校長会だとか教育委員会の中で話し合われるのかもしれないですが、やはりその場、その島にいるとか、オフィスの中の島にいて、この人に聞けば大丈夫という方をまずつくるところはすごく重要じゃないかなと思います。これは1つ御提案として、分かる人を、比較的理解しやすい人を集中的に研修をかけて、その方がほかの方にも教えられるという体制をつくと比較的広がりがいいのではないかなと思いますので、御提案をしておきます。

また、全体としては、先ほど私、大学との連携も考えてはいかがかと言ったのですが、これはICTの問題だけではなくて、教育現場とアカデミックの現場が連動するような形というのは、例えば学園都市と呼ばれるようなところでは見られる形かなと。加茂市がどういう特色を出していくのか、冒頭に三条市の話もしましたが、三条市は三条市さんでやっていただいて、加茂市は加茂市で独自の形でこのICTの導入に対して臨んでいるということが、加茂市民としては心強い、誇るべき加茂市というところですが、これは何と呼べばいいですか。加茂市でよかったと思えるようなことの要因の1つになるのではないかなと思うのです。そこでちょっと市長にお伺いしたいのですけれども、このICTの導入というのは、教育現場が民間に頼らざるを得ないとか、連携が恐らく必ず必要になってくるというところで、教育の現場にほかの機関がぐっと入って寄せてくるいいチャンスなのかなと思う。その中でどういうような構想というか、将来の部分は今お考えなのかなというのを、これは現実的になるかどうかというよりは、やはりその部分に何を見ているのかというのをちょっとお伺いしたいなと思います。

○市長（藤田明美君） なかなか難しい御質問だと思うのですが、まずICT機器、タブレット等の導入に関して、まず一番の目的というのは、これまだ、教育職員の環境改善というお話もありましたけれども、まず一番はやはり、まず学校現場に限って言えば、私は児童生徒が中心となった場になるべきだというふうに思っています。そのためには、やはり学校の授業または学校内での活動の質、量ともに、量と量と、質が特に充実、これよりも充実していくことが必要だというふうに考えています。その中でも先生方の業務が改善される、負担が減ることで、より子供たちに向き合う時間が増えることになるとか、そういった点でもICTの可能性というのはあるかなというふうにも思っています。さらに、森議員が最初冒頭でお話ししたように、ニューヨークとつながれたりというのも本当に1つの例だと思うのですが、さらに今までの学校の中だけではなくて、外に向けたつながりというのもできていくというふうにも思っていますし、学校の中にその人がいなくても、これまでとは違った大学との事業のことであったり、そういった中身がそれぞれ充実していくことは可能性はあるというふうに思っています。また、さらにそのICTの機器を、タブレットを使うことで子供たちがより主体的に自ら学んでいくということ、意欲、要は自分から何を学びたい、何を解決していきたいということを考えられるような力をつけていってほしいなというふうにも思っています。ただ、それは加茂市だけではなくて、きっと全国に共通する内容なのだろうなというふうにも思います。また、最初森議員が冒頭でお話ししていたように、不登校の子であったり、何らかの病気療養など、何らかの理由で学校を長期的に離れなければいけないという事情がある児童生徒に対しても、意欲があれば学校の授業を学校にいなくても聞くことができるという可能性も秘めてきています。そういった意味では、今ちょうどやっぱり過渡期で、特にやっぱり先生たちの負担は大きいというふうに私自身も認識しているのですが、そこを乗り越えた先は子供たちにとっても先生たちにとっても非常に有用な授業、また教育環境ができるというふうに思っています。

○1番（森友和君） ありがとうございます。今市長おっしゃられたとおり、個別に柔軟に対応ができるようになるというのもこのICTの導入で掲げられる効果の1つです。やはりスクールアシスタントのときに教育長からも回答いただいたのですが、より細やかに対応ができるのであるという話がありました。今、加茂市に生まれてくる年120人程度でしょうか、の子供たちにより細やかに対応しようというときに、この技術は非常に有効に使えるものですので、その部分がもういち早く完成すれば、それにぐっと大きく近づくと。細やかな対応がもうクリアした課題になっていくと、そういうふうに期待ができる技術ですので、これをぜひ大きな波として、やらなければいけない課題というよりは、課題を解決するための大きなチャンスとどうか捉えていただいて今後の計画つくっていただきたいなというふうに考えております。これ現場職員であっても、ここにおいでになる教育長だったり、学校教育課長であったり、市長であったり、この部分についてやっぱり不安というのは1つ皆さんお持ちだと思うのです。この不安をいかに乗り越えていくかというときに、私ちょっと何か図でもお示しすればよかったのですが、やっぱり自分が頑張る、頑張ってその不安を乗り越える、これも1つ方法だと思いますし、周りからサポートする環境を十分に整えるということも1つ方法だと思います。ただ、その不安を解決するときに、もう一つ方法がありまして、こんなことは大したことじゃないと思ってしまうと、その事象に対する不安というのは小さくなるのです。例えば皆さんもテストの前の日とか、もう間に合わなくてどうしようもないと、古典だからいいやみたいな、そういうふうに対象を小さく矮小化することによって自分の不安を何とかやり過ごすということは皆さん少しでも体験したことがあるんじゃないかなと思うのです。これはもちろんそ

の個人が心に大きな負担を負わないようにするためには有効な方法ですが、今回話に挙げたように我々この場にいるような者が組織としてこれを個々に使ってやり過ごすというようになっては私いけないと思うのです。この来るべき、Society 5.0と言われている、まだ未体験の社会に必要なだとされているこのICTの技術に対して、不安を小さくするために大したことじゃないって思ってやり過ごすというのは何とか避けていただいて、自分自身がまず頑張ること、また頑張れる環境をつくってあげること、そして必要なときにはちゃんとサポートが得られるというところに最大限の注力をして、そのことによって不安を和らげていくという方法で何とかこの波を協力して乗り切っていくのが本来の形じゃないかなと思いますので、市長が思い描く加茂市の将来に向けて、ぜひそこを何とか御承知おきいただいて取り組んでいただければと思います。

質問は以上です。

○議長（滝沢茂秋君） これにて森友和君の一般質問は終了いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 5番、三沢嘉男君。

〔5番 三沢嘉男君 登壇〕

○5番（三沢嘉男君） 皆さん、こんにちは。5番、公明党、三沢嘉男でございます。令和2年度6月定例会につきまして、一般質問させていただきます。今回は、避難所における新型コロナウイルス感染症の対応について質問させていただきます。

令和2年5月14日、新潟県を含む39県で緊急事態宣言が解除され、少なからず不安が解消されたかに思われますが、それまでの間、多くの方が経済的な打撃を大きく受け、特別定額給付金をはじめとする国、県、市などの支援を受けるも、まだまだ困難な環境にある方も多いと感じます。5月25日には残りの8都道府県も解除され、全国で緊急事態宣言が解除されましたが、第1波が完全に終息したわけではなく、今後第2波、第3波の感染拡大も大きく懸念されているのが現状です。第1波においては、加茂市では1名の感染者にとどまりましたが、これは運よく感染拡大を防げたものと感じます。もし次の波が来ればどのような状況になるかは分かりませんし、さらなる経済的打撃により、加茂市においても飲食業界、中小、小規模企業などは疲弊し、生命を脅かすことにもなりかねません。そうならないためにも、第2波が来ることを想定し、事前準備と対策は必然であると思います。その中で、国でも感染予防を重要視している避難所の対応について幾つか質問させていただきます。

内閣府では、今後起こり得る様々な災害により避難所を開設した場合、コロナウイルスの状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要であると言っています。私もそのとおりの思いです。本年4月1日、4月7日付で「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」を各都道府県に通知しており、これは県内市町村にも周知するようお願いされています。ですから、既に加茂市にも通知されて

いると思いますが、そこには避難所の感染症対応について、大きく9つに分け記されています。この中から、6月3日の市長の定例記者会見で、出水期に当たっての確認事項と、6月1日全戸配布の「迷わず避難」のチラシにも一部周知されている箇所もありましたので、今回はそれ以外の項目で早急に検討いただきたい部分について質問いたします。

まず1つ目に、可能な限り多くの避難所を開設することについてです。これは、発災した災害や被災者の状況等によって、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討することとあります。加茂市は現在50か所の避難場所が提示されていますが、出水期に実際に利用できる避難場所は何か所あるのか。また、避難者が十分なスペースを確保できるように留意することとも記されています。過去の避難者数から見て、それぞれの避難所で十分なスペースを確保した場合、同人数を収容できるのかお聞かせください。

次に、自宅療養者等の避難の検討についてです。これは、自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、適切な対応を事前に検討することとあります。原則として、軽症者等であっても、一般の避難所での対応は適切ではないとあります。災害が発生した際、加茂市の状況がどのようなになっているかは分からないですが、どこか1か所に限定するのか、地域別に1か所ずつ場所を設けるのか、事前準備は必要です。現在加茂市としてどのような対応を考えておられるかお聞かせください。

次に、発熱、せき等の症状が出た方のための専用スペースの確保についてです。避難所に避難される人に対し、到着時、検温や健康状態の確認を行うのが望ましいとされています。その際、発熱やせき等の症状がある方、また避難中に症状が出た方がおられた場合、当然ながら健康な方と同じスペースを利用することは望ましくありません。内閣府では、症状の出た方は、同じ兆候、症状であっても、同室にすることは、新型コロナウイルスを想定した場合には望ましくないとし、専用のスペースを確保すること、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましいとしています。また、専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けることとも記しています。本年5月21日付の資料には避難所や滞在スペースのレイアウト例などがありますが、見る限りかなり大変な作業になると思われます。しかし、避難される方の多くは高齢者で、中には持病を抱えているなど、新型コロナウイルスに対し大きな危機感を持っておられる方も多いのではないのでしょうか。そのような方たちでも安心して避難できる環境を整えることは行政の役割の1つであると認識していますし、今回は特に想定外だったということはあってはならないと思います。避難所ごとに状況は変わりますが、そのときその場所で適切な避難所運営ができるよう、マニュアル作成や相談体制、必要な物資、資材の準備などを進めるべきと思いますが、市長の御意見をお聞かせください。

最後に、避難所対応に要する経費について質問いたします。本年5月27日付で「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について」を内閣府が示しました。この中に、災害発生前に避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については交付金の活用が可能であること、必要な物資や資材の備蓄が完了していない地方公共団体においては、交付金の活用も検討の上、備蓄を進めることとあります。今回、令和2年度第二次補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

の予算が3兆円規模へ増額されています。単純に、第一次補正予算の3倍となるわけです。これが避難所の感染対策に必要な物資、資材等の備蓄に活用できるとのことですので、出水期が迫ってきている今、市民の安全のためにも早急に対応するべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上、壇上の質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 三沢議員の御質問にお答えします。

初めに、3密を避けるために可能な限り多くの避難所を開設することについてです。出水期に実際利用できる避難所については、出水期といっても、大雨に起因する災害として洪水と土砂災害の2種類の災害が想定されます。まず、避難所数50か所としていましたが、令和2年3月31日をもって上町コミュニティセンターが閉館となりましたので、市内49か所の避難所となりました。そのうち、洪水に関しては、使用可能が34か所、そのうち1階が浸水する想定避難所が21か所となっており、浸水想定区域に全く入っていない避難所が13か所です。土砂災害に関しては、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りのいずれの土砂災害警戒区域に入っていない避難が41か所で、洪水も土砂災害もクリアする避難所が26か所です。以前から考えていたところですが、民間にも協力していただけたところはないか地域防災計画策定の中で検討していきます。

また、過去に最も避難者を計上した災害は平成23年7.29新潟・福島豪雨ですが、その際は、市指定の避難所以外に避難した方も含め、最大552名の方が避難しました。最も避難者を多く収容した施設は下条コミュニティセンターで、185名です。仮にこの数字を基に3密を避けるために1人当たりのスペースを十分に取った場合、下条コミュニティセンターのみでの対応は不可能ですが、このときは使っていない下条小学校の体育館を使用すれば対応可能です。

新型コロナ対策下の避難所開設は、可能な限り多くの避難所を開設することが望ましいことは承知しているものの、コミュニティセンターと体育館を同時に開設した場合、どうしても快適性からコミュニティセンターに集中してしまうことは想定し得るところで、一旦避難してきた避難者に他の避難所へ移動してもらうということは極力避けたいので、まずは体育館など比較的1人当たりのスペースを広く取れる場所を初動の避難所として使用することを想定し、状況を考えながら順次ほかの施設も開設していく方法がよいのではないかと考えています。そして、キャパシティー不足が見込まれる場合または避難所生活が長期化する状況の場合は、可能な限り多くの避難所を開設するという方向です。

次に、自宅療養者等の避難や、発熱やせきの症状のある方の避難についてです。三沢議員がお示ししており、今年4月1日と4月7日付で内閣府防災担当から避難所における対応についての通知があり、その後、5月1日には県から避難所の対応ということで詳細な避難所設営の注意事項について通知がありました。また、今月11日には、県がアオーレ長岡でコロナ対応の避難所設営のデモンストレーションを行いましたので、その見学に職員が行きました。その際使用した県作成の新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインやNPO法人が作成した新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブックなどには新型コロナウイルス感染症に対応するための細かい設営方法や注意事項が記載されていますので、これらを参考に避難所の準備をしていきます。

避難が始まると、恐らく一斉に避難所に市民の皆さんが集まりますので、まず一旦中に入ってください

た上で、体調の確認や非接触式体温計での検温を行い、発熱がある方についてはトイレや水回りも分けた別室で滞在していただくなど、避難所内の配置も工夫しなければなりません。国が言うように密になることを極力避けるとともに、症状のある方のための部屋の確保について各施設ごとに検討する必要がありますので、早速準備したいと思います。

さて、検温が終わりましたら、その後に避難者カード等を書いていただいて、一般の方は所定の場所に入っていただきます。避難場所には御家族ごとの仕切りが必要と思いますが、そのための段ボールの仕切り板が560組ありますので、それを活用してプライバシーの保護と接触しないような対応に努めたいと思います。加えて、市の備蓄するスタッフの防護服、グローブ、N95規格のマスクや、皆様にお使いいただくマスク、消毒液も少しずつ備蓄を増やしているところです。

一方で、陽性者で退院後に自宅療養している方については、当然一般の方とは一緒にいていただくことができませんので、三条保健所等と連携して個別に対応していきますが、保健所が滞在先を調整して、その後御自身で移動していただくか保健所で送迎していただくことになると思いますので、十分連携して対応していきたいと思います。

なお、6月1日に全戸配布しましたチラシに記載のある避難の際にお持ちいただきたいものに、一般的なものに加えてマスク、消毒液、ウエットティッシュ、体温計があります。できればお持ちいただければと思いますが、そのために避難が遅れては何もなりません。まずはお逃げいただくことを優先していただきたいと思います。

次に、避難所対応に要する経費についてです。避難所で新型コロナウイルス感染症に対応するための物資や資材の備蓄に要する経費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能となっています。6月12日に国の二次補正が成立し、地方創生臨時交付金も増額となりました。この交付金を活用し、避難所に必要な物資や資材の整備を行いたいと考えています。

答弁は以上です。

○5番（三沢嘉男君） 御答弁ありがとうございます。

まず、順不同にはなりますけれども、避難所対応に要する経費という部分で、これは国の二次補正が成立したことによって加茂市においても地方創生臨時交付金が、単純に3倍とはいかないとは思いますが、前回よりも確実に多く交付金が来るということを想定しておりますけれども、できればこの避難所に必要な物資、資材、こういったものをどれだけ準備していこうという計画というのは、今の時点であるでしょうか。

○総務課長（青柳芳樹君） 全て決まっているわけではないのですが、例えばここの中にも出てきますが、今度体育館中心の避難所を設営しなきゃ駄目になりそうだということですので、体育館にあのまんま、今毛布は配りますけれども、毛布だけで済むかと思っておりますし、敷物をどうしようかと今考えてまして、ちょっと段ボール系のものを敷き詰めるわけにはいくのかどうか、そこら辺をちょっと検討しております。そのほかにも、昨日の質問の中にもありましたけれども、例えばミルクとかおむつとかという話もありましたが、そういうものもやっぱりこっちでも持っていなきゃ駄目だろうとか、暖房用の機器は要するのかとか、そこら辺をまだ詰めていないのですが、それらいろいろなものを二次補正の中で用意できたらいいなというふうには思っております。

○5番（三沢嘉男君） こうした避難所に避難する際に、マスク、消毒液、体温計等、要は一般的なものは

避難される方にも準備できるものはして持ってきていただくという内容のチラシもありましたけれども、準備できないようなやっぱり段ボールベッド的なもの、これ私ちょっと調べてみたのですが、段ボールベッド1つの価格と、あとエアベッドの価格を比べたときに、結構エアベッドのほうが安く購入できるというのがありました。段ボールベッドは高さがあるので、足の不自由な高齢の方とか、障害を持った方とか、そういった方に限って例えば使用するような形にして、エアマットとかは高さは低いので、健康な方とか、若い方とか、そういう形でちょっと区切るような、分けるような形で備品としてそろえていくというのも安上がりという言い方も変なのですけれども、経費をかけずに備品を多くそろえられるというところでいいのではないかと考えますが、いかがでしょう。

○総務課長（青柳芳樹君） おっしゃるとおりで、段ボール系のほうが高いのです。8,000円以下のって、まず見れないですよ。エアベッド、エアマットといいますが、のほうは安いと二、三千円からありますよね。ただ、エアマットは耐久性が分からないみたいです。すぐ破けたりするのがあるみたいですし、あと空気入れるのに相当時間かかるものの中にはあるみたいです。ちょっとそういうリスクを持たなきゃいけない。まして二、三千円のエアマットなんてちょっと心配だなとやっぱり思いますけども、いずれにしてもそれらも含めてどちらを何台とかというのは、それぞれの用途がやっぱりあるので、考えながらそろえていく必要があるのかなとは思っています。それと、さっき私が言った段ボール系というのは、段ボールのベッドだけじゃなくて、そもそも床に敷く、床からの熱を遮断するようなものをちょっとやっぱり考えていまして、それらいろいろ取りそろえていきたいなとは思っております。

○5番（三沢嘉男君） これから備品をそろえていくということでもあると思いますので、いろいろと想定した中で、なるべく避難所で不便のない形で、安心して避難者の方が生活できるような状況を整えていたきたいと思います。また、今回これコロナ対策として備品をそろえるような形になるのですけれども、これは今回のコロナ対策だけではなくてそのほかの災害時でも使用できるということが何か認められているというお話があります。今回、コロナということだけではなくて、もしそういったほかの災害等のときでもこういった備蓄した、今回の交付金で備蓄した資材を使えるということなので、そういったそのほかの災害のことも考えた上での備蓄の購入というのをお願いしたいのですけれども、それはいかがでしょう。

○総務課長（青柳芳樹君） 私もそのように聞いていますが、実はまだ詳細なものは来ていないのです。だから、本当に全部が全部対象になるかということ、今ちょっと何ともはやではありますが、そもそも避難所を余計につくらなきゃ駄目だというのが前提にあるみたいですので、物としては多分ほとんどのものが対象になるんじゃないかと思っております。

○5番（三沢嘉男君） ぜひ、そういうことですので、せっかくこういった形で国から交付金が出るわけですので、なるべく災害対策用に備蓄をできるような形で考えていたきたいと思います。

また、避難所の数なのですけれども、これ避難所50か所というのは、多分私6月入ってから加茂市のホームページ見てこの状況だったのですけれども、これ見ると、3月31日で上町のコミセンが閉館になっているので、49か所になっていると。こういった避難所というのは、近隣の人たちにとったら、いざというときそこに駆け込めるといふ安心感もあるものですので、こうした時間のロスがないような形で、なくなったのであればしっかりとそれは削除しておいて、その近隣の方たちは、じゃどこに避難すればいいのかというのがはっきり分かるような体制というのをしっかりと取っていただきたいと思います。

その中で、洪水と土砂災害をクリアする避難所が26か所とありますけれども、これは万が一災害が、出水期の洪水等が起こった場合に、この26か所は確実に避難所として開設するというところでよろしいでしょうか。

○総務課長（青柳芳樹君）　そういうわけでもないです。要するに常に水害は全域で起こるわけでもないです。逃げなきゃいけない人たちというのはそんなに、全市民ということでもないです。こちらで開設する避難場所を指定させていただくことになります。それに従って避難していただくということになります。

○5番（三沢嘉男君）　そうした場合、26か所というと多分点々とした感じになると思うので、例えばこの避難所がある場所は、コロナ対策をした場合に何人ぐらい収容できて、その地域の方が全員その避難所に行って大丈夫なのか、もしあふれるようであれば、この地域からこの地域の人はこの避難所ではなくてほかの避難所に避難してくれという、そういったあらかじめ、近くではないかもしれないですけども、地域を区切ったその避難所の指示というのを前もって通知しておくということも必要だと思うんですけども、そういったことは考えておられますでしょうか。

○総務課長（青柳芳樹君）　そういうことも大事なかもしれないんですけど、今のところ加茂市は、先ほど言いましたように、常にどこでも、何かあったときにどこでも行っていいですよという体制は取っていません。今回はここに逃げてくださいという体制を取っているものですから、そのときにいっぱい逃げそうだったら何か所か余計に開けるかとか、そういうことを判断させてもらうこととなりますので、常々この地区の人はここかここかというのは、分かるんですけども、今のところちょっとまだどうすればいいかなという感じがしております。たまたま今日、日報さんの記事の中でコロナウイルス関連で避難所の対応が未定だということになっていましたが、あれは実はまさにその人数をどうするかが加茂未定だということで回答させてもらった部分でして、今のところ、先般話しさせていただいたとおりの新潟紙器さんから段ボールの間仕切りをいただいております、それが6畳用と4畳半用がありますので、それで割り算した面積分が人数になるのかなとか、今日それこそ新聞見ますと三条は4平米とか、あともう一者はどこでしたっけ。7平米とか何か言うていましたが、うちそこがちょっとはつきり、何平米にしようかなとはつきりしていないですが、4平米あれば、単純に真ん中に立ったら1メートルは全部取れるわけですので、最低はやっぱり4平米なのかなとかというのは思いますけれども、例えば学校の体育館、大体競技場面積七、八百平米ぐらいだと思いますけども、4平米で割れば、800とすれば200人ですので、そのぐらいがめどになるのかなというふうには考えております。

○5番（三沢嘉男君）　大体これまでの、ここにも書いてある過去の避難所、避難者を多く収容した施設、下条コミセンで185名ということですので、今のコロナ対策を取った上で200名可能ということであれば、十分対応できる状況なのかなとも思いますし、今回回答弁書にはまずは体育館のほうからということにもなっていますので、下条に関してはこれで十分なのだろうと思いますが、それ以外の地域も、例えばふだん避難できる施設と、体育館を優先にした場合とか、この26か所がメインで避難する場所になるわけですけども、避難所がある場所とちょっと距離のある地域というところには、この場合はここへ避難してくださいという通知というのは最低限でもしなきゃ駄目かなと思うんですけども、そこは市のほうとして行っていく予定ですか。

○総務課長（青柳芳樹君）　まずは、1つはエリアメールですし、あとは区長さんからの伝言でしょうか

ね。広報車も出すかもしれませんが、大体雨だとあまりよく聞こえないとかありますので、まずはエリアメールになるかなど。あと、テレビ、NHK御覧になると、データ放送、あそこを見ると加茂はどこの避難所を開設したかが分かるようになっていきますので、そちらで確認していただくこともできるということです。（「ツイッターは」と呼ぶ者あり）今度ツイッターも始めましたので、ツイッターでも登録してもらって見れるということになります。

○5番（三沢嘉男君） こうした避難所というのは、安全に避難するというのがまず第一条件だと思いますので、こうした洪水、土砂災害の両方で使えるこの26か所というところはやっぱりメインに考えていかなきゃ駄目だと思うのです。下条コミセンのように体育館も近くにあって、いざというときは対応できるという、そういう地理的な条件もそろっていると思うのですけれども、そうでないところというのはやっぱり、災害が起こった際には、エリアメールとか、ツイッターもいいのですが、ちょっと離れた地域の人は、今回はこの避難所に避難するというのをやっぱり前もって何かしら通知しておく必要はあるんじゃないかなと思います。例えばその地域の人でエリアメールもツイッターも例えばテレビもし見れていなかったとなると、通常避難している避難所へ行ってしまった場合に、またそれも危険度が増しますので、その辺の対応もせつかくですので、市のほうで考えていただきたいのですが、いかがでしょう。

○総務課長（青柳芳樹君） おっしゃることはよく分かりますが、先ほども言いましたように一斉に全部開くということはずみです。それで、じゃ26か所だけは毎回開くのかということ、それも実は今のところは考えていません。その必要に応じて、できるだけ少ない数で開きたいなと思っています。1つには、開けばそこに必ず人が要りますので、ただ開きっ放しでオーケーではないですので、できるだけ効率的に開きたいなと思っています。ただ、おっしゃることはよく分かりますので、御承知のように地域防災計画これからつくることになっていきますが、その中でその部分も検討させていただきたいなと思います。それと、答弁の中にもありましたけれども、民間の施設、そこに人が入れる民間施設であれば、その人をちょっと頼りに開こうかなというのもちょうと考えていますので、そこらも含めて計画の中で示していきたいなと思っております。

○5番（三沢嘉男君） この26か所、これが一斉に開くということではなくて、ふだん例えば洪水、土砂災害をクリアする施設が26か所なのですけれども、そのほかは1階が浸水したりとか土砂災害の警戒区域に入っている避難所もあったりだとかで、通常避難所として指定されているところに間違っただけでその人たちが避難しないような状況というのが必要だと思うのです。なので、もしこの26か所以外のところに誤って行ってしまったという場合には非常に困ることになると思うので、もうこの26か所限定する形になるのじゃないかなと思うのです、これ。そのほかの避難所がこういう形で使用できない状況になれば、この地域の人はこちらに行くという何かあったほうがいいと思うので、今ここでどうこう言うわけではないですけれども、しっかり検討いただいて、対応いただきたいと思います。

あと、避難所に避難してきた方、こういった方に対しては、あらかじめコロナウイルスの対応という部分で到着時にやっぱりこういうのを行うことが望ましいと。こういった到着時に検温だの症状を確認するだのという作業をして、その上で健康な方と症状のある方と分けると思うのですけれども、そういったマニュアル等ですよね、その避難所をどういう形で運営していくのか、またどういうふうで感染のおそれのある人と健康な方を分けるのかという、そういうマニュアルを多分国のほうでも示していると思うのですが、そういったものをこの26か所、どこで避難所開設してもその状態が取れる状況にあるのかどうかと

いうのをお聞かせください。

○総務課長（青柳芳樹君） 症状というのは、要は熱がある方ということになるかと思うのですが、やっぱり入る前に熱測らなきゃ駄目だと思っております。それと、避難所というか、簡単に言えば寝るスペースといますか、いるスペースまでたどり着く動線をまず分けておかなきゃならないということで、なかなかそこを、施設ごとにみんないろいろ状況は違うものですから、実はそれを、大至急ということになるのでしょうか、検討しなきゃ駄目だなど。ここで受けるときはどう流れるのだとか、それこそトイレも別がいいわけですし、それができるのかできないのかというのをちょっと判断しなきゃいけないなとは思っております。

○5番（三沢嘉男君） そう思うのですよ。全部の避難所が同じ形の建物でもないと思いますので、そこをやっぱりあらかじめこの対応ができるのかどうかというのを考えて、避難所として使えるかどうかというところも判断していかないといけないと思います。国のほうからは非常にややこしい形でその避難所のレイアウトとかというのも出ていますけれども、なかなか大変な作業だなと思います。ただ、どんな方が避難してこられるかというのは想定できないので、どういう形でも対応できるようなこうしたレイアウトは必要だと思いますので、ぜひ、本当大変なのは重々承知はしておりますけれども、避難所1か所1か所でやっぱりこういったレイアウトが取れるのかどうかというのをしっかり検討してほしいと思います。

あと、自宅療養者、例えばもうコロナに感染して、軽症であるので自宅で療養しているという方がいた場合に、保健所の方にその移動をお願いするという事だったと思うのですが、逆にこういう自宅療養者の方というのは一般に避難してきた方と同じ建物で収容するのか、それとも別にそういう避難所を設けて避難の対応するのかというところをちょっと教えていただきたいと思います。

○総務課長（青柳芳樹君） 療養者というのは、陽性者という意味ですね。（5番三沢嘉男君「そうです」と呼ぶ）同じ建物では現実的には無理だと思っています。直接は保健所になると思うのですが、県の福祉保健部になるかもしれませんが、そもそもそっちで運ぶか、自力でたどり着いてもらうかですけども、病院等に移送してもらうという形にならざるを得ないのじゃないかなと思います。普通の加茂市で持っている49か所の避難所で陽性者をきれいに分離する、隔離するなんてことは無理だと思っております。

○健康課長（井上毅君） 保健所と一応ちょっとやり取りさせていただきまして、県は病院のほかに宿泊の場所を1か所設けておりますが、まずそこにたどり着けるかどうか、そのときの災害の状況によって違いますので、そこら辺を含めて、できれば恐らく市のそういうところには行かないで、そういうところに早目に行っていただくというか、もしくは垂直避難でよければそうしていただく。もしくは自力で行っていただくということになりますので、そういうふうな対応になるかというところで、県もまだ実はそこら辺が、今までにない事例なものですから、そこまでやっぱりしっかりまだ詰めていないような状況もありますので、そのときに私どもとしてはこのエリアがこうなりましたのでということでしか県には提供できませんし、県からこの人がこうなっているのどうしましょうかということで、多分実名では出てこないのじゃないかと思えます。ですので、そこら辺でお互いにちょっとした壁もありますけど、やり取りをしながらその方を、多分私どもはあまりタッチしない形で、県のほうでやっていただくというのが恐らくその方のプライバシーを守るためにも一番最良なのかなというところで県とは先日ちょっと話はしております。

した。

○5番（三沢嘉男君） 私もそのように思います。実際県がそういう場所を設けているのであれば、いち早く避難していただいて、そこに到着できるのが私も一番だと思いますし、最悪のときは先ほど健康課長言われたように2階への避難とか、そういうことをやっぱり考えた上で対応していくしかないのかなと思います。ただ、実際に避難所生活の中でそういう症状が出た方がいた場合、この場合というのはどのような動きを取られる予定でしょう。

○健康課長（井上毅君） 先ほどから各避難所においてどういうふうにしていくかということのをこれからちょっとまた早急に本当は検討しなきゃ駄目なのですが、最初にまず入り口のところで検温なりをしていただいて症状を確認するというのがまず最初のステップとして大事なことなのですが、国のとか県のマニュアルみたいな中に、例えば外にテントを立てといて、そこで受付をしてなんてことはまず現実的には無理だと思いますので、まず一旦中へ入っていただいて、その中で症状を聞いてということになるかと思っています。そこで分けるのですけれども、問題は、施設によって、分けて行っていただくところがあるかどうかなのです。学校なんかとかであって、もし本当に大災害になって、学校もちょっと使わせていただきたいということになれば、学校のほうの教室のほうと体育館を分けるかということではできるのかと思いますけれども、あとはコミセンで大中小で分けるような形とかということでの準備はできようかと思っていますので、それを施設単位であらかじめということになるかと思っています。あと、トイレ、水回りも分けるというようなことになっておりますので、そこら辺もどう分けられるかと。あとは、その消毒体制をどうするかだけちょっと早急に詰めなければいけないポイントです。

○5番（三沢嘉男君） 実際どのタイミングで症状が出るか分からないものだと思いますので、そういった場合に対応できるように、その避難所についている例えば職員の方ですとか、そういった方に対してのマニュアルというか、こういうときにどうしましょうというようなものもあってもいいのかなとも思います。実際にその場になってみないと分からない部分も結構ありますし、ただ前もって感染に対する準備というのはしておかなければいけないですので、今言われたトイレなんかも、仮設もそうですし、簡易的なトイレでもいいのかということも検討されたらいいのかなとも思います。

最後になりますけれども、第2波が来るか来ないか分からないこういった状況の中で、やはり一番考えなければいけないのは市民の安全だと思います。そういったところから、やっぱり市民の皆さんがこういったコロナ禍であっても安心して避難所に避難してこれる、こういった環境というのは非常に大事だと私は思っていますので、非常に大変な作業だと私も感じますけれども、やはり一番はそこを考えてできる準備は全てしておくことをお願いしまして、私の質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて三沢嘉男君の一般質問は終了いたしました。

それでは、午後2時5分まで休憩といたします。

午後1時49分 休憩

---

午後2時05分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

○議長（滝沢茂秋君） 6番、白川克広君。

[6番 白川克広君 登壇]

○6番（白川克広君） お疲れさまです。6番、政友クラブ所属、白川克広でございます。

一般質問に先立ち、去る6月5日逝去されました横田滋さん、87歳に対して一言お悔やみを申し上げます。1977年、昭和52年11月15日夕刻、少女未帰宅事案として端を發しました北朝鮮による拉致事件の全容解明を求め、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会を創設し、初代会長を務められた横田滋さんの御逝去を悼み、衷心より哀悼の意を表します。初動捜査から携わった一人として、一刻も早い拉致被害者全員の帰国と、その後判明した特別失踪者全員の帰国を願うばかりであります。

それでは、一般質問に移ります。洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップが作成、配布され、説明会も行われて、市民の安全、安心確保に一定の効果が認められました。今後は、防災対策の推進とさらなる市民への周知徹底が重要と考えます。そこで、防災に関して4点質問いたします。

1点目、洪水ハザードマップについてでございますが、1,000年に1度という、ちょっと理解に困る概念によって国の方針で作成されたものであります。浸水想定とは、河川からのオーバーフローによるものなのか、河川流域における連続降雨に伴う決壊による浸水なのか、何を根拠としたマップなのでしょう。加茂市としては、このマップを基に、各河川の決壊危険箇所や、そこが被災した場合の浸水マップこそが必要なのではないでしょうか。決壊危険箇所や土砂崩れによる土砂ダム形成の危険箇所など、加茂市の特性を生かした独自の洪水ハザードマップ作成が必要と思いますが、当局の見解を伺います。

2点目、具体的危険度の表記についてでございます。洪水ハザードマップには「信濃川、加茂川、下条川、大正川の氾濫を想定したものです。1,000年に1度の確率で発生する大洪水です」との注意点が示されておりますが、先ほどと同じように訳の分からない表現であります。各河川の平時の水位、警戒水位、氾濫水位はどのようになっているのでしょうか。各観測所が表記されておりますが、例えば黒水水位観測所において1時間雨量何ミリで、何時間降雨があると何ミリの水位になるといった過去の解析データに基づく具体的数値を表記することにより危険度を現実として認識できるものではないでしょうか。このように過去のデータとの比較や数値化によってハザードマップの有効性が格段に飛躍するのではないかと考えますが、当局の見解を伺います。

3、避難所対策について。洪水、土砂災害ハザードマップに表示の避難所は、そのほとんどが被害対象地域内に所在しており、避難所としての機能、目的を果たせるのか甚だ疑問であり、避難所指定の本旨が理解できません。公共施設の配置図にしか思えません。当局の認識を伺います。

また、このところのコロナ禍により新しい日常生活あるいは新しい市民生活というフレーズが市民に浸透しており、この時期、避難所の存在は大きな意義があり、避難所での生活様式の変更が必然と考えます。近隣の自治体では地元業者と共同で段ボール製間仕切りを開発したり、創意工夫をしておりますが、避難所における新たな日常に向けた加茂市の具体的な取組はいかがでしょうか。伺います。なお、この本件に関しましては、昨日の答弁、先ほどの答弁において間仕切り段ボール備蓄560組と答弁されておりますので、簡略で結構でございます。

4、防災会議、防災訓練の実施について。昭和38年作成で、数回の改正を経ながら運用されてきた加

茂市地域防災計画が、藤田市長の下、全面改定に向けて動き出したことは評価に値するものであります。災害対策基本法により防災計画の作成、防災会議の開催、防災訓練の実施などが規定されながら、これまでの加茂市においては一切開催されず、一部の恣意的運用に異論すら発言できなかったわけでありますが、改定を進める藤田市長の下、防災会議の開催や防災訓練の具体的日程等について当局の方針を伺います。

防災訓練には実技訓練と図上演習があり、いろいろな手法があります。例えば非常参集訓練、消火訓練、救助訓練、応急救護訓練、非常電源切り替え訓練、避難誘導訓練、徒歩帰宅訓練、避難所開設・運用訓練、情報収集・処理・伝達訓練、一番新しいところの一斉地震防災訓練（シェイクアウト）などが考えられますが、加茂市においていつどのような訓練を計画しているのか伺います。

以上で壇上での質問を終え、再質問は自席にて行います。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 白川議員の御質問にお答えします。

防災対策の推進と周知の徹底についてお答えします。まず、洪水ハザードマップについてですが、御承知のとおり、水防法（昭和24年法律第193号）の規定により、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として国土交通大臣により指定されたもので、国と県が浸水解析を行い、市が印刷物、つまりハザードマップの配布という形で住民周知を行ったものです。

このハザードマップ作成上の想定最大雨量ですが、統計上の確率降雨量で1,000年に1回起きるであろう最大の降雨量と、気象庁がデータで持っている北陸で過去最大の降雨量を比較して大きいほう、この場合は平成23年7月の新潟・福島豪雨となりますが、こちらを採用しています。すなわち、ある地点での降雨量としては起こり得ない数値ではなく、実際に降った降水量ということです。この降雨量を基に、信濃川、加茂川、下条川、大正川のそれぞれの河川流域ごとに当時の24時間降雨量はその河川流域全域に降ったと仮定して作成しています。また、降り方は、実績の中で被害が最大となる波形（降り方）を採用しています。一方で、地盤高は航空測量データを用いて25メートルメッシュでモデル化し、破堤、越水の心配がある場所も想定した浸水シミュレーションを行っています。なお、それぞれの河川ごとに、さらに想定する破堤箇所、越水箇所ごとにシミュレーションしたものを重ね合わせているため、相当の面積で浸水する図となっています。

この各河川の決壊危険箇所ですが、浸水解析上の破堤箇所は、信濃川では加茂市内に30か所ほど、加茂川では98か所、下条川では27か所、大正川では13か所あります。そのほかにも越水箇所が加茂川で61か所、下条川で19か所となっていますが、あくまで解析上のここが破堤すれば、ここが越水すればというもので、実際に破堤するというわけではないようです。

加茂市独自の浸水ハザードマップが必要との御意見ですが、現在のものは国と県が膨大なデータを使って解析したものであり、これをあえて市でやり直す必要はないと思います。また、県には河川ごとの浸水想定、あるいは浸水継続時間、家屋倒壊危険区域など、もっと細かいデータもあるのですが、これを全部印刷するとかなりの量であり、また頭の中でデータを整理しないと分からなくなるため、一番インパクトのある形で作成したのが今回のハザードマップだというわけです。もし、より詳細なものを見たいというのであれば、県のホームページで確認できますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

次に、具体的危険度の表記ということについてです。確かに黒水で時間何ミリの雨が何時間降ると水位

が何メートル上がるということが分かれば危険度を身近に感じられると思います。ところで、黒水地内の加茂川の水位は、当然ながら黒水での降雨量だけでなく、その上流での降雨量、支川からの流入量、下流での流量、さらにそれらの降り方などに影響されます。黒水で時間何ミリの雨が何時間降ると水位が何メートル上がるという表記をハザードマップに入れるのは現実的ではありません。なお、信濃川については保明新田、加茂川については宮寄上、黒水、昭和橋、下条川については高館、下条川ダム、大平、小橋の各観測所のデータが新潟県河川防災情報システムでリアルタイムに確認できますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

次に、避難所対策についてです。加茂市の避難所は、人が集まりやすく市職員を配置できる場所を想定しているため、指定されている避難所はほぼ公共施設となっています。いざ災害が発生した、あるいはしそうな場所に全ての避難所を開設するわけではなく、本部で開設が必要と判断した施設を避難所として開設しています。もちろん被災が予想される施設を避難所として開設することはありませんし、ハザードマップ上でも避難所の中には水位により利用できない施設があることも記載しています。また、水害では危険な場所に位置する避難所でも、震災のときには開設できることは言うまでもありません。

コロナウイルス感染の心配がある中での避難所開設は課題がたくさんあります。3つの密を避けるため、1施設に受け入れる人数を制限する、マスクや消毒、体温計、仕切り段ボールなどを準備するというようなことは対応できるのですが、いざ陽性の人が避難するかもしれないといったときにどのような体制を取ればいいのかはかなり判断が難しいと思われまます。通知やガイドラインは出ていますが、福祉保健部局と連携するといった程度の記載です。市は、誰が陽性か分かりません。自主申告で陽性者用施設を用意すれば、誰が陽性か市民の知るところとなります。避難した陽性者を誰が対応するのか、課題が多いため、今後保健所等との意見交換の中で具体的方策を探りたいと思います。

次に、防災会議、防災訓練の実施についてです。まず、防災会議ですが、御指摘の地域防災計画について、本年5月に株式会社オリスと313万5,000円で契約し、現在の計画の全面的見直しについてお願いしました。計画案が早く2月ぐらいの納品予定であり、防災会議の承認が必要であるため、年度内の3月頃になると思いますが、防災会議を開催したいと思っています。

次に、防災訓練についてです。こちらも長い間実施せず今日を迎えているわけですが、地域防災計画の策定を機に訓練を行いたいと思っています。コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設・運用訓練、情報伝達訓練を検討したいと思っています。

答弁は以上です。

○6番（白川克広君） 答弁ありがとうございます。

1点確認です。まず、洪水ハザードマップの裏面の河川観測所の水位レベルについてという数字がありますが、このそれぞれの観測所のメーター表記、これは海拔表記でよろしいわけですね。

○総務課長（青柳芳樹君） そうでございます。

○6番（白川克広君） それで、まず市長の答弁を見て、ちょっと納得できないのがあります。全体的にまず。私の質問に対しての回答であれば、これでいいです。市民に対する回答という観点でお答えいただきかった。というのは、つまりハザードマップの配布という形で住民周知を行ったものです。これはあくまでもちょっといかなものかと思えます。配布して終わりですよと言っているのです。これはちょっと今後の問題にせざるを得ません。

それから、より詳細なものを見たいということであるなら、県のホームページで確認できますので、そちらを御覧いただきたい。あるいは、2枚目の中段、情報システムでリアルタイムに確認できますので、そちらを御覧いただきたい。何ですかね、これは。私みんな見て、データを持って今質問しているのですよ。こういう言い方はないと思います。こちらも参考にさせていただきたいという程度で抑えなきゃ。申し訳ありませんが。一言苦言を呈しておきます。私の質問ならいいのですよ。私は市民の代弁者なのです。その点をひとつ履き違えないようお願いしたいなと思います。

それから、海拔標示の関係と具体的な黒水観測所での水位の変遷について私なりに解析してみますと、今回日曜日雨が降りました。6月の14日。13時から降り始めまして、時間雨量2ミリ。したがって、累計は2ミリ。その後、時間雨量で4ミリ、11ミリ云々といきまして、最大で14日の24時、時間雨量2ミリ、これで累計雨量が83ミリに達しております。これはあくまでも黒水ですから、西山川を除く七谷地区の全河川の合計と判断してもらって結構です。そこでの水位40.04メートル。これは全然、水防団の待機水位が40.77ですので、全然へにもならない数値でございます。時間雨量の最大が、19時の時点の1時間雨量で19ミリでございました。このときに約20センチ水位が上がっています。13時に39.62だったものが39.84メートルに20センチ上昇したというもので、さほどの変化はない。しかし、これが昭和44年12月12日の水害、これはもう古いですので、議会図書室で確認したところによると、12日の早朝3時から12時までの……何時間ですか。9時間ですか。9時間雨量で216.9ミリ、加茂川の流下能力250立方パー秒をはるかにオーバーする……分だね。失礼。750から810立方、3倍強の水が流れたというデータも確認しております。というようなことで、やはりハザードマップに落とし込むとかというのではなくて、あくまでもハザードマップはハザードマップ。そして、先ほども言ったように配ったからオーケーじゃないのです。それを基にしていろんな啓発、啓蒙資料を出すのが行政の役割です。そうですね、総務課長。そういうことで、行政の責任と市長、政治の責任というものを両面持つておられるわけです。ということで、行政の責任を果たしたから、市長の責任を全うしたということじゃありませんので、その点はよく認識していただきたい。政治的に動いてもらってどんどん解決できるものの中にはいっぱいあります。ということで、特にこういった災害とか何かについてはいち早く動いて云々ということでございますので、何分こういった事態に陥らないのが理想でございますので、予防は、どのくらい予防かけても無駄な予防なんていうのはありっこありません。それをけちって被害が出たことによる甚大な被害のほうがよほど大きい問題になりますので、その辺ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

それから、もう一つ引っかかったのが避難所の関係でございますが、まず加茂市の場合、避難場所は何か所ありますか。

○総務課長（青柳芳樹君） 現在、加茂市の場合には指定避難場所、避難所と避難場所の区別をしておりませんので、やっぱり49か所ということになると思います。

○6番（白川克広君） 避難場所と避難所、これの併用は認められていますけども、最初から同一でございますという答弁はちょっと納得しがたいのですが、いかがなものでしょうか。

○総務課長（青柳芳樹君） 強いて言えば、特別、あれ計画の中で指定していないのだけね、避難場所というのは。（「そうなんです。あと、法改正でもって分けなきゃいけなくなっただけ、まだそれを分けていないという」と呼ぶ者あり）まだ分けていないというところでございますので、イコールだという

ことなのですが、別に例えば陸上競技場とか、ああいうところをもちろん避難場所として、先ほどの話の中にもありました。多分エリアメール流すときに、物によっては、例えば地震の後、まだ余震がおっかないけども、陸上競技場が安全だろうということであれば陸上競技場を案内させてもらうことはあると思います。

○6番（白川克広君） だから、冒頭のその一言なのです。行政の姿勢として一言言いたかったのはそこなのです。何か最初から避難所と避難場所を、一緒ですので、一緒にしていますという言い方、そういう言い方はないかと思えます。災害対策基本法でしっかりと決められているのですよ。49条の8。確認してくださいよ。運用はできるのですよ。その辺履き違えないでくださいよ。避難所と避難場所、違うのですよ。避難場所というのは一時的に避難するのです。それから避難所に移るのです。避難所というのは生活の場なのです。いいですか。お願いします。

○市長（藤田明美君） 白川議員のおっしゃっていることすごくよく分かるのですがけれども、白川議員の御質問も何を意図した、いきなり、じゃ避難場所は何か所ですかと聞かれても、こちらも答えるのは、聞かれたのでそう答えているわけですので、何を意図した質問かというのをきちっと説明していただきたいと思えます。

○6番（白川克広君） それは、ですから避難所についての行政の認識を聞いたわけで、そのときの認識がおかしなこと言うから、今言ったのです。災害対策基本法に基づいてきちりとつくりなさい、一緒に運用はできますよという規定になっているのに、そういうことを無視した発言だったのでしょうか。それはそれでいいですよ、だから。

その次、最後の防災訓練の関係でございますが、これもちょっと、相変わらずちょっとずれた答弁でございます。「こちら長い間実施せず今日を迎えているわけですが、地域防災計画の策定を機に訓練を行いたいと思っています」。逆じゃないですか。防災会議というのは常に毎年開くのですよ。分かっていますよね。今年開かないつもりなのですね、じゃ。防災計画の策定を機に、この策定は年度内の3月頃になると書いてあるじゃん。ということは、今年、年内、年度内は別として、年内、12月までに開くことは考えていないということなのではないでしょうか。

○総務課長（青柳芳樹君） 現在もう地域防災計画についての策定を委託に出しております。その完成が年内にはちょっと無理でございますので、それを待って防災会議を開きたいと思っておりますので、3月ぐらいになるのじゃないかと考えております。

○6番（白川克広君） いや、だから地域防災計画の策定と防災会議は別ですって。何で新しい防災計画できなければ防災会議開かないのですか。今あるじゃないですか、古いなりにも。ここに書いてあるじゃないですか。毎年市長が招集して開きますよと。防災会議。そのための会議の内容は、先ほど三沢議員にも答弁したような避難所の運営であり、レイアウトであり、収容人員はどのくらいですよというのを皆さんと共有するのが防災会議でしょう。違いますか。

○副市長（五十嵐裕幸君） おっしゃるとおりなのです。防災会議は年1回開くことになっております。しかし、過去にはずっと開いてこなかったという事実はございます。その辺を改めるに当たって、まずは地域防災計画を見直さなければいけないということで、今現在ある地域防災計画、議員お手持ちの防災計画は、これは平成7年に最終改正が行われて、それ以来いじられていないものです。中身を御覧いただければ分かります、実態と合わないことがいっぱいあります。そこら辺を整合性を取らせながら、それに見

合った地域防災計画をつくり、それを御承認いただくための防災会議を年度末に開き、それから訓練を行うようにしていきたいというのが考えでございます。

○6番（白川克広君） 方針としてはそのとおりだと思います。しかし、私が言いたいのは、防災会議はもう本当に毎年開けと言っているのだから、開いてそういったことを検討してくださいとお願いもしたいと思っています。じゃ、そういう防災計画を策定する上で何が必要なのかというのは、じゃ市長と総務課長で全部決めてしまうということなのではないでしょうか。（副市長五十嵐裕幸君「すみません。御質問の趣旨がちょっとよく分かりません」と呼ぶ）

○議長（滝沢茂秋君） では、再度お願いします。

○6番（白川克広君） だから、防災会議は新しい案が出来上がったこれを基にして開くとおっしゃっておりますが、防災会議においてそういった防災計画に盛り込むべき内容や、変更、調整する内容を検討するのが防災会議ではないのかと聞いているのです。

○副市長（五十嵐裕幸君） その内容も含めて、結局出来上がった地域防災計画を詳細に検討していただくという防災会議でございますので、そこでの検討結果を得て今後の防災を考えていきたいというものでございます。

○6番（白川克広君） どうもその辺でちょっと行き違いがあるのですよね。決まってしまったものを防災会議に諮って……（副市長五十嵐裕幸君「決まったものではありません」と呼ぶ）今そう言ったじゃないですか。それを基にして防災会議を開いて検討しますと。そうじゃなくて、どういうものを入れなきゃならない、7年の最終改定したこれを基にして、これだけ全く不備がある。ないに等しいですよ、実際。だから、こういったものを防災計画に加茂市としては入れたいのだ、それを意見聴取するのが防災会議だと私は思うのですけども、出来上がったものを、さあどうぞ、何か意見ありますかじゃ、これはちょっとどうかと思いますよ。三百何十万もかけてつくり上げて、それが全く使い物にならない、駄目だと言われたらどうするのですか。

○副市長（五十嵐裕幸君） おっしゃることも分かりますけれども、全くたたき台なしに一から計画を見ていただくということは、これはなかなか難しいことかなと。しかも、その防災会議の委員名簿ですけれども、これらは1号委員からずっとありますが、現実に県、国の職員を入れたメンバーになっております。しかも、その道のプロでございます。そういった方たちの目は通してもらいますけれども、全く一からここでつくり上げていくというものではなくて、その会議の承認を得てこれが出来上がると、計画が出来上がるというふうに認識しております。

○6番（白川克広君） それは百歩譲って、じゃ業者に315万円で作成を委託したそのたたき台は何かあるのですか。

○総務課長（青柳芳樹君） そのたたき台が2月頃できてくる予定でございます。計画案という形で出てくる予定でございます。

○6番（白川克広君） じゃ、それが結局313万ということですか。いや、びっくりしました。出来上がったものであれば納得もできるのですけども、たたき台をつくるのに315万を使うのですか。この期に及んで。その辺ちよっともう一回。

○総務課長（青柳芳樹君） 313万5,000円ですけども、印刷経費だというわけではございません。コンサルに調査あるいはその構成、県との整合性、そういうものを調べてくれと言ってお願いしているお

金でございます。(6番白川克広君「もう一度すみません」と呼ぶ)白川議員、成果物がそこに何かないと、きれいな製本された本がないと何か違うというようなイメージを持っているのじゃないかと思ったのですが、私らが委託している内容は、どういう体制整備を行っていけばよいかを調べてくれ、それが県と整合性があるのか調べてくれ、あるいは法的に計画として成り立つものなのか、ちゃんとその構成を取ってくれ、そういう内容を委託しているわけでございます。

○6番(白川克広君) ちょっと私の頭では理解できないのですが、県との整合性だとか中身の整合性を委託したと言いましたよね。というのは、たたき台があって、もうある程度出来上がっていることを言っているのじゃないのですか。あなた、最初のことは、たたき台を2月ぐらいの納品だというふうに当局言っているのですよ。どうなっているのですか。

○総務課長(青柳芳樹君) 文書としては出来上がってきます。どうも白川議員のイメージは何か製本されたものでイメージしているようなので、そうではございませんという話をさせていただきました。中身は、計画は一から、一からというか、元が平成7年のものですので、大分内容を変更しなきゃいけないということになっております。それを全部組み立ててもらって、さらにその組み立てたものが県と整合性があるのか、法的に大丈夫なのか、そこも検証した上で納品してくれということになっております。

○6番(白川克広君) はい、分かりました。やっぱりある程度の、これは、平成7年のこれはもう見てもかえって厄介になるだけで、見ないほうがいいのかと思います。ほかの自治体のいろんな計画を参考にすりゃもっといいのができるかと思ったり、中身の整合性だとかなんとかということ言うから、ちょっとおかしくなるのであって、要するに加茂市地域防災計画のたたき台、全てを網羅したたたき台を出してもらって、それに基づいて検討を、それに対して個々具体的に検討を加えて最終的な防災計画をつくっていくということになるかと思いますが、そのスケジュール的なものはどのようにお考えでしょうか。

○総務課長(青柳芳樹君) もう今現在委託に出しておりますので、それが納品されるのが2月頃の予定でございます。それを受けて、先ほど言いましたように、3月には審議会を開いて審議していただいて、また不足分があれば足しますし、それでよければそのままそれが計画として履行できるということになるかと思えます。

○6番(白川克広君) だから、3月以降のことを聞きたかったのです。それと、今またちょっとおもしろいこと言いました。審議会。防災会議じゃないのですか。どっちなのですか。

○市長(藤田明美君) 3月以降の予定が聞きたいのであれば、初めからそういうふうにお伝えください。白川議員もお言葉が足りないと思います。今のやり取りを見ていて。どういことを聞きたいのか、もう少し詳しく聞いていただかないと、こちらでも正確な答弁ができません。

○6番(白川克広君) 大変失礼いたしました。それであればそのようにお聞きください。

次、避難所での、先ほど来三沢議員の答弁でもありましたが、収容人員、それからレイアウト、動線、これはこのコロナ禍があったがために新たに課題として挙げたものではないと私は認識しております。避難所を50か所、49か所セットした時点でそこまで全て網羅した避難所運営あるいは開設計画というものが当然あったと思いますので、その辺もう一度、あるかないか、あるいはどういうふうに、なければつくっていくのか、どういうふうに運用していくのか、もう一度お聞かせください。

○総務課長(青柳芳樹君) コロナウイルスの前にも療養が必要な人たちがいるという話でございますよね。もちろんそうなのですが、計画の中でそこまで突っ込んだものはなかったです。それはもちろん逃げ

て避難される方に熱がある方等いたはず、過去にだっているはずですので、それはただの風邪かもしれないし、インフルエンザかもしれないから、そこをもうちゃんと検温から本当はやるべきだったのかもしれないが、そこまでを想定したようなものにはなっておりませんでした。ただ、このコロナウイルスの時代を経ましたので、今後の計画の中ではそれらを踏まえた計画になってくるということになります。

○6番（白川克広君） そうではなく、例えば昨年もし早く開設していただいで、取りあえず一時避難された方がおりました。七谷小学校の場合でしたら、受付がどこにあって、どういう動線で誰がどこへ案内するのか、あの日は私も開設したという一報を得ましたので、学校の現地に行って確認しましたところ、学校の先生が対応しておりました。というようなこともあって、そういうだから要支援者とかそういう云々じゃなくて、避難所を開設するというのは災害ごとにあるわけなのです。だから、その収容人員が幾つだ、どういうふうに運営するのだ、設営するのだというのは当然あってしかるべきなので、その点をお聞かせ願いたいと聞いております。

○総務課長（青柳芳樹君） 一応予定の人員、予定のといえますか、一応の人員はあります。例えば今七谷小学校ですか、七谷小学校だと屋内運動場は363人収容できるということには一応なっています。ただ、それはどんな人が来るかにもよりますし、それこそ風邪引いた人が来ればもうちょっとスペース取らなきゃいけないとかというのがありますので、絶対363人入れるとか、そういう数字ではございません。先ほど学校の先生が開けたということでしたが、学校……（6番白川克広君「いや、開けたとは言っていない」と呼ぶ）夜でしたので……夜じゃない。お昼、土曜日のお昼でしたかね。学校やっていなかったの、用務員さんから通常開けてもらいますが、用務員さんとすぐ連絡が取れない場合は校長なり教頭なりから開けてもらう場合があります。通常そこでは市の職員が今までですと1人で一応対応させていただいて、必要な物品があれば対策本部といえますか、総務課のほうから物を用意して持っていくというふうな対策取らせてもらっておりました。

○6番（白川克広君） 七谷小学校の体育館で363人まで収容可能だということでありましたが、できましたら各、これは指定避難所なのではないでしょうか。加茂市の避難所。できましたらこれ、洪水、土砂、使えない場所約半分ですよ。26か所ですよ、両方何ともなく使えるのは。少なくともそれちょっと色分けしてもらおうとか、あるいは26か所について収容人員明記してもらおうとか、そのくらいのことはやっぱり欲しいと思います。今ほどの小学校の関係ですけれども、何も学校の先生が運営していたということを言っているのじゃなくて、開設したという一報を受けたものだから、それじゃちょっと当初から、立ち上げの当初から現場を見ようと思って小学校に赴いたところ、やっていたのは学校のたまたまいた先生だったということであって、開設しましたというテロップを流す以上、職員をきっちりと派遣して対応していただければと思います。

ということで、防災関係、特に洪水と土砂については、これからがまさに加茂市の場合、6、7、それからあと8月、9月とシーズンに、真ただ中になってまいります。ついこの間の14日の出水の状況もつぶさに、地元でありますので、1時間ごとの水位を見ながら、新しい堰の川の分水路もございました関係で、逐一確認して資料化してまいりましたけれども、そういうことを市ができれば、区長というやはりすばらしい市のサポーターがおるわけでございますので、事務委託をしていることもございますから、どうか区長さん方も巻き込んでと言っちゃ言葉悪いですけども、協力を得ながら、地元のそういった中小

河川の出水状況とか降雨状況等を小まめに市の対策本部なり防災担当へ上げてもらうとか、そういった体制構築、それからそういった方々への連絡、それから調整、それから指示をひとつ行政としての確に実施して行って、洪水による、あるいは土砂による被災がゼロ件で終わるように御努力をいただきたいと願ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副市長（五十嵐裕幸君） おっしゃるとおりです。いざ災害時になりますと、私どもはこれまでも区長さん、それから民生委員さん等々、市の関係者の方、いろいろ情報提供いただいたり、確認していただいたりしております。実際そういう方たちの協力を得ないとなかなか防災成りゆかないところがございまして、これからもそのつもりでおりますし、またいざ災害時の防災対応というのは、議員お望みのような完璧なものというのはなかなかできかねるところがあります。でも、まず開けて市民の皆さんから駆け込んでいただくということが非常に大事ですし、そのためには日常からお配りしたハザードマップ、配りっ放しということを言われましたけれども、各家庭でそれを御覧いただいたり、職場や学校で御覧いただいて災害時にどこへ逃げるかということを自ら考えていただくという啓発事業をこれからも続けていかなければならないなということを実感いたしましたので、そのようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君） これにて白川克広君の一般質問は終了いたしました。

午後3時10分まで休憩いたします。

午後2時53分 休憩

---

---

午後3時10分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 9番、浅野一明君。

〔9番 浅野一明君 登壇〕

○9番（浅野一明君） 皆様、大変お疲れさまです。大志の会、浅野一明です。本日の最後に一般質問を行わせていただきます。

題名が子供の権利保護についてということで、ちょっと突飛な印象も受けられるかと思うのですが、今回、新型の肺炎ウイルス、これの対応を見ていまして、もちろん大人たちは経済活動の大幅な自粛、制限、また移動の制限、そういったものを受けて大変な苦勞をしております。また、一方で子供たち、突然新学期入ってから学校が休校になる、そういった対応もありました。そんな中で親御さんたち、もちろん学校の先生方も子供さんたちの教育の機会をどうやって担保しよう、そういったところで大変悩まれて、皆さん大変だったことと思います。ただ、そんな中で、やはりこの状況の中で子供たちが一番苦勞を背負ったかなというふうに感じております。自分たちが決められない中で、急にウイルスへの対応ということで学校が休校になり、また夏休みには夏休みを減らされると、そういった対応を子供たち、自分が決められない中であることになっていきました。そういった子供たちの権利について、来年度加茂市でもこども課を創設するというお話がありましたので、ぜひこども課の創設に合わせては、そういった子供たちの

権利にもぜひ重点を置いて今後施策を進めていただきたいなど、そういった思いから今回の質問させていただきます。

改めまして質問させていただきます。子供の権利保護についてです。加茂市が本年2月に発表した行財政健全化計画の中で、令和3年度に子供に関する業務を統合したこども課を新設することが示されています。また、本年度の施政方針においても、具体的施策の目的に、①番、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちにするために、②番、教育の充実で子育て世代に選んでもらえるまちにするためにと掲げまして、少子化対策として子育て環境を充実させることが重要な目標とされています。

ところで、子供の権利について、それに関する国際的な状況を見ますと、子供の基本的人権を国際的に保障するため、1989年、国連総会において児童の権利に関する条約または子どもの権利条約が採択されまして、1990年に発効。日本は、1994年にこれを批准しています。以下、ユニセフのホームページから引用させていただきます。

この条約は、18歳未満の児童（子供）を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子供ならではの権利も定めています。

この条約の一般原則は、1つ目として、生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）。この内容は、全ての子供の命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

次、2番目として、子供の最善の利益（子供にとって最もよいこと）という内容です。子供に関することが行われるときは、その子供にとって最もよいことを第一に考えます。

3番目としまして、子供の意見の尊重（意見を表明し参加できること）。子供は自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子供の発達に応じて十分に考慮します。

4番目として、差別の禁止、差別のないことです。全ての子供は、子供自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されますというものが条約の具体的な中身になっております。

この条約を受けて、全国の自治体でも子供の権利に関する条例を制定する例が数多く見受けられます。新潟県内では、平成20年に上越市が制定しています。条例の目的として、第1条に「この条例は、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、その尊重及び保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもの心身の健やかな成長を地域社会が支援し、もって子どもが安心して、かつ、自信を持って生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする」として、上越市子どもの権利に関する条例が定められ、実施計画とともに施行されています。加茂市でも、こども課を設置して少子化対策に取り組むに当たっては、子育て支援という大人への対策だけでなく、子供たち一人一人に固有の権利を最大限尊重するという姿勢を示すことも必要ではないでしょうか。

加茂市では、これまで児童生徒に対する自転車の規制や部活の制限などの事例が見られ、それらの必要性については理解する面もありますが、子供たちの権利への配慮という面では疑問も残る事例であったと考えます。また、昨今の肺炎ウイルス対策では……新型肺炎ですね。新型肺炎ウイルス対策では、突然の休校措置や夏季休業の短縮、GIGAスクールへの早急な対応など、子供たちへも大きな負担がかかっています。ここで、これ書きながら思ったのですが、今の中学校3年生、今年のですね、今年度の中学校3年生は1年生に入学した頃、まだ部活の制限が強かった時期じゃなかったかなというふうに思います。

それで、2年生に上がると部活の制限解除になりまして、今までどおりというか、周りの地域と同じような部活運営がなされていたかなというふうに思います。そして、3年生に上がって、いよいよまた活躍できるかなと思ったら、今回の肺炎ウイルス対策で学校自体が休校になってしまうということで、非常に誰が悪いということでもないのですが、非常に振り回されてしまった年代であったかなというふうに思っております。

質問に戻ります。子供たちの日常生活は大人たちの決定により一変してしまうことがあります。様々な政策の決定に当たっては、子供たちを単に保護の対象と捉えるのではなく、大人と同様に各自が幸福を追求する権利を有する主体であると宣言することも今後の加茂市にとって必要ではないでしょうか。

そこで、まだ今年度も始まったばかりですが、1年は早いものと思いますので、次年度以降のことについて質問させていただきます。

(1) 番、子供を対象とした政策は教育や福祉など多岐にわたりますが、次年度に新設予定であることも課ではどのような事務事業を実施する予定でしょうか。

(2) 番、こども課を設置するに当たって、子供の権利に関する条例を制定するなど、子供たちの幸福こそがその目的であると明確に示すことも重要と考えます。これについて当局の見解をお伺いいたします。

以上、壇上よりの質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 浅野議員の質問にお答えします。

初めに、こども課についてです。子供に関する政策については、本当に多岐にわたっています。女性が妊娠して母子健康手帳をもらいに市役所に来られるところから始まり、出産を経て、乳幼児、児童、生徒、そして大人になって独り立ちするまで長い道のりを様々な形で支えていくものと思います。私が考えるこども課は、妊娠してから子供が成長して独り立ちするまでをワンストップでサポートしていける体制と考えています。まず、妊娠から出産までは、女性の体調だけでなく心の支えにもなることです。産前産後のケアは不安を抱く方の支えになって、子育ての準備や初めての子育てを支えていく寄り添う体制や施策が必要だと思います。そして、乳幼児期に入って、子供の発育や発達のこと、また子供を育てていく両親へのサポートが必要です。また、幼稚園、保育園等から学校に進むと、子供の心身の成長と、学業や集団生活を学んでいくところで保育士や先生方のサポートが重要です。

一方で、何らかの障害を持つ子供のサポートが本当に重要と思います。早い時期で発達の状況を見極めて、できるだけ早く療育に取り組めるようなサポート体制をつくっていかなければならないと思います。障害を持った子供には、様々な視点で連携してサポートしていかなければなりません。その方が学童期を終え、制度上の障害児から障害者としてサポートを必要とする場合は、もちろん引き続いて支えていかなければなりません。そこで特に重要なのが保健師の存在だと思っています。産前産後から始まる子供や妊産婦の健康や心のフォロー、そして障害への対応など、保健師の役割は本当に大きく、また現在も本当に様々な場面でしっかり市民の皆さんを支え、まさに寄り添うサポートをしていると思っています。

さて、その体制づくりですが、市民の皆さんにとって分かりやすく、機能的で、一人一人にしっかり向き合えるよう、事務を整理し、体系づけて組織化しなければなりませんので、健康課、福祉事務所、教育

委員会の事務を横断的に見直す必要があります。県内の他市町村では、6市5町村で教育委員会に母子や子供の事務を担当するセクションがあるなど、様々な視点で体制を整備しているようです。まずは他市町村の組織や機能を参考に加茂市の事務をしっかりと整理し、検討していますが、相当大きな組織改編も考えなければならないため、令和3年度の設置の予定が遅れるかもしれません。

なお、子供に関する組織としては、現在健康課で子育て世代包括支援センターの設置に向けて準備をしています。これは、産前産後から乳幼児期の子供とその親を対象として、保健師や助産師が直接面談することを基本とした子育てに関する様々な事業を行うことでトータルサポートをしていくものです。今年は、今まで行ってきた事業に加えて、ブックスタート事業と読み聞かせや育児相談事業をスタートできるよう準備しています。このセンター設置を先駆けとして、子供のトータルサポート体制を構築できるよう努めていきます。

次に、こども課の設置に係る目的の明確化についてです。新潟県内の現状では、子供の権利条例等を制定している自治体は、内閣府のまとめにあるように、上越市のみと認識しています。こども課の設置に際して目的を明確化することに関しては、体制の整備または総合計画策定の中で宣言や条例を含めて検討していきたいと考えています。

浅野議員御指摘のとおり、大人への対策だけでなく、子供たちの権利を尊重するということが大変重要なことだと考えています。大人のための子供ではなく、子供はその意思が十分に尊重され、かつ成長途上であることを配慮される存在であるべきです。そして、大人は全ての子供の幸せを願い、その成長を心から喜べる存在であってほしいと願っています。

答弁は以上です。

○9番（浅野一明君） 御答弁ありがとうございました。

再質問で言おうと思ったのですが、こども課来年度つくるという話だったのですが、あまり急がなくても大丈夫じゃないかなと思って、その名前をつけた部分だけを急いでつくるよりも、やっぱり目的とかしっかりしてやっていったほうがいいのかなんという印象があったので、それを再質問でしようかなと思ったら、最初から御答弁いただきましたので、あんまりこれ以上ないのですが、いや、本当にないのです。そうしようと思っていて、今非常に困っております。

答弁書の中で、子育て世代包括支援センターの設置に向けて準備をしていますということで、これこそ多分来年度あたりとか、早ければ今年度とかなのかもしれませんが、こういったところから少しずつ子育てにどういったものが重要か、住民の皆さんの子育てに当たっている方の意見とかも踏まえながら、こども課、いいものをつくっていただければなというふうに思っています。

その中で、ほかのところの例を見ると、こども課という名前がついていてもあまり……人のところ、よそのところなので、実効性がないと言ったら何か怒られそうですけども、あまりそんなにこども課ってつくらなくてもいいのじゃないかなというふうな事例も見受けられて、主な業務内容として児童福祉に関する給付を担当するような事務だけが何か集中しているようなところも見られるようなので、できればこちらから、それも答弁書の中に書いてあるとおりなのですが、教育関係、結局子供たち保育園、幼稚園に上がって学校に行くようになれば、日中ほとんど学校で過ごすようになると思うのです。そういった子供たちの悩みというか支援をするに当たっては、そういう給付の仕組みを維持するだけじゃなくて、やっぱり学校関係と教育部門、関係を構築していくのが非常に重要になるのじゃないかなというふうに思っていま

して、これも何か答弁書の中にそのまま書いてあるので、ぜひその方向で進んでいただければなというふうに思っております。

せっかくなので、子育て世代包括支援センター、健康課の中でということなのですが、これいつ頃からスタートしようかなってお考えかお聞かせ願えますか。

○健康課長（井上毅君） ありがとうございます。子育て世代包括支援センターは、一応国は2020年中にというふうなことで示されております。私どもといたしまして、実は去年から設置に向けては準備してまいりまして、要は答弁書にあるとおりで、いかに直接面談をして、その方が本当に困っていることを見抜いていくというようなところで保健師の役割が重要だということを重点としてやるようなものです。それで、一応今やっている仕事をきちんと系統立てて、このセンターとしての機能だということ形づくって、この秋には一応看板というか掲げて、こういうことで開きましたということでやっていきたいと思っております。それに合わせて、ここに書いてあるとおり新しい事業も少々加えまして、またさらに次のステップへ向かえればというふうに考えております。

○9番（浅野一明君） それに当たっては、じゃまずこども課をつくるに当たっての準備段階というか、それも含めてなのでしょうけれども、取りあえずは、じゃ産前産後から乳幼児期の子供とその親を対象としてということで、まずはそこから始めていくということでしょうか。保健師さんや助産師さんは、この事業のために増やしていく予定ですか。

○健康課長（井上毅君） 今年、一応健康課の新体制としては2人保健師が増えました。その中で全体の切り盛りをしていくのですけれども、実際の仕事といたしましては、隣の福祉事務所の障害の関係ですとか、あとは支援センターのほうの高齢の関係、あとは健康づくりですとかの通常行っている健診ですとか、本当に多岐にわたっているものを一手に引き受けているところがありますので、そこら辺をまたさらに整理いたしまして、特に私どもの保健師の希望としては、やはり母子の部分については専任が必要、できれば必要だなということもありまして、そこら辺も含めましてマンパワーのバランスを考えながら、ちょっと来年度に向けてのさらに検討を進めていかなければならないというところでございます。

○9番（浅野一明君） 今の時代、インターネットとかもあって、いろんな情報は簡単に多分皆さん手に入るのだと思うのです。子育て世代の方は特に。けども、やっぱりインターネットだけじゃなくて、ちゃんと面談で正確な情報を得ることがやっぱり安心につながると思うので、ぜひまた今後もこの方向で進めていただければと思います。また、この後どんどん進めて、子供のための施策ということで、こども課をつくるに当たっては、ぜひ教育長はじめ学校関係の皆さんの御意見、また一緒にできるような部署になってほしいなというふうに思っております。

大体それで質問の内容が終わりなのですが、加茂市でこども課をつくるというのが非常にいいことだなというふうに思っておりました。加茂で有名どころ、リス園ありますよね。リス園非常に有名になって、いろんな子供たち遊びに来ています。また、今年中止というか……中止ですね。なりましてけど、鯉のぼり、これももともと子供たちの成長を祝う……祝うじゃない。願うですね。子供たちの成長を願うそういった行事が今あいう形で行われています。そういった子供関係のイベントというか、加茂市の施策、すごくみんなから人気があって、いい方向に動いているのだなというふうに思います。これ何でかなと思って、全然質問になっていないのですが、すみません、ちょっとしゃべらせてください。これ何でかなと思って考えたのですが、やっぱりもともと加茂市って子育てとか子守り、伝統があるのだらうななんて

いうふうな気がしてしまっていて、それも今年中止でしたが、青海神社の例大祭、乳母祭りなんて言われて、子供を今お母さん方が背負っていることが多いですけど、子供を乳母さんに、親以外の方に頼んで、おんぶして行列に出ますと。そういった子供をみんなで育てていこうという伝統がもともと加茂にあるのじゃないかなと。お祭りの行列、今年2つとも中止になりましたが、それも子供たち先頭に立って旗持って行列に並んでいます。そういったものをみんな地域の皆さんが見て非常に喜んでいて。そういった伝統を加茂市でも今後生かしていただければなと。こども課つくるに当たって、加茂はそういう子育て、子守り、そういった伝統に根差したまちであるという、そういったイメージもどんどん発信していったらいいのじゃないかなと。それがまた加茂市の発展につながるのじゃないかなというふうに思います。少子化対策に直接すぐに効果が出るものじゃないとしても、やはりそういったイメージづくり非常に大切だというふうに思っております。ぜひこども課を設置するに当たって、そういう子供たちを大切にすすまちはですと、どこよりも加茂市が子供を大切にすすまちなのですという、そういう姿勢を示していただくことも非常によいのじゃないかなというふうに思います。来年度以降にずれのかもしれないということで、総合計画と合わせてやられる予定なのかもしれないですけども、ぜひそういった視点も含めた加茂市の未来の絵が描ければいいかなというふうに思っております。

最後全く質問じゃない内容で終わりました、申し訳ございません。以上で私の一般質問終わらせていただきます。

○市長（藤田明美君） すみません。一言。私も答弁じゃないのですが、まずこども課のこと、今回の質問についてなののですが、子どもの権利条約から始まって、条例か宣言になるか分からないのですが、できれば前向きに検討していきたいというふうに思っています。それが議会のほうからというのも変なのですが、議会のほうから一般質問でこうやって出てきたのは、私自身は率直にうれしいと思っています。本当に子供を中心、本当に子供を大切にすすまちはというのは本当に浅野議員おっしゃっており、まさにそういったイメージ、ちゃんとした政策もして、そういったイメージが市内外の方に伝わっていくといいなというふうに私自身も思っています。さらに、こども課についてなのですが、こども課をつくるに当たっても、課題というか、まず狙いは、幼稚園、保育園の幼少期から教育、学校につながるときのやっぱり連携、それから中学校を卒業するとなかなかちょっと市町村でどういった方、主に高校生になるのですが、そういった方がどういう状況にあるかというのが把握しづらいというところで、もっと本当に産前産後から高校を卒業する、成人になるまでを何とかトータルでサポートできる体制を整えたいというふうに思っています。そういった中でも、まず本当は1つの課があるといいのだろうなというふうに思うのですが、今本当に答弁でもお話ししたとおり健康課と福祉事務所と教育委員会で、今考えられるところで、そこ関わっている課ですので、それを1つにまとめて、またその中でも子供でない部分もありますので、そこをどうやって切り離すかとか、完全に切り離せないところもあったり、あとじゃ場所をどうするかとかというところも課題がありまして、なかなか今年度中難しいかもしれないというふうな見通しもあります。その中でも最終的にはやっぱり市民の皆さんにとってよい課になるようにというふうには思っております。

○議長（滝沢茂秋君） これにて浅野一明君の一般質問は終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、22日午前9時半から一般質問を続行いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。  
本日は、これにて延会いたします。

午後 3 時 3 7 分 延会